

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成19年9月6日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	村 山 金 敏 議員
11番	石 橋 敏 明 議員	12番	伊 藤 清 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	平 野 敬 祐 議員
17番	安 井 明 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	20番	坂 下 勝 保 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 畷 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 畷 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋 芳行 君 企画政策課長 横山 孝三 君
兼下水道課長
財政課長 加藤 隆之 君 監査委員事務局長 近藤 伸之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

月岡 修一 議員
榊原 杏子 議員
山盛左千江 議員
山田 英明 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に21番 月岡修一議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○21番(月岡修一議員)

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、厳かに一般質問をさせていただきます。

「財政安定化へ向けての取り組みについて その3」であります。

二村台の一部地域において、宅内下水配管が豊明市の下水道本管へ接続され、供用開始がされていたにもかかわらず、長年にわたり賦課徴収義務を怠り、下水道料金が徴収されていないという重大な事実が判明いたしました。なぜこのような不手際が発生したのか、厳しく原因とその責任について追及しなくてはなりません。私は今般このような質問をせざるを得ない自分の心がざんきにたえません。

そして、この事件が副市長の耳に届いてすぐに副市長は私を副市長室に呼んで、深々と

頭を下げられ、「大変申しわけありません」と、わびを入れていただきました。さらには、「この件に対する責任はとります」と、はっきりとおっしゃられた。私は深々と頭を垂れる副市長の姿に感銘を受けるとともに、このような偉い方におわびをしていただくことが私の本懐でもないし、目的でもありません。私は副市長の対応に逆にいたたまれない感情に襲われ、早々に退席をさせていただきました。下水道課の皆さんはもとより、すべての課において、このような類似した事件を犯し、副市長に頭を下げさせるような行為をされませんよう、この席から厳しく警告をさせていただきます。下水道課の皆さんは、今度の事件を正面から真摯に受けとめ、深く反省の態度を示していただきたいと思います。

年々財源確保に苦勞を強いられている本市の財政状況において、貴重な財源を長年にわたり徴収せず、本市行政の歴史に新たな汚点を残した今回の事件は、相当に根の深い、職員としての感性の未熟さと、責任の希薄さを露呈したものであり、一般社会においては到底考えられない出来事です。職員としての職責を放棄したようなこの長年にわたる不祥事は、職員個人の資質の問題なのか、行政機関としての体質に問題があるのか、いずれにしても嘆かわしい事件であります。問題の解決は過去にさかのぼった適切な下水道使用料金の回収を進め、本市の厳しい財源に少しでも寄与することしかありません。今後真剣に取り組んでいただくためにも、以下の質問に対し真摯な答弁を求めます。

質問の1、賦課徴収義務を怠ってから何年になるのか。というよりは、いつの年代から賦課徴収が行われていないか、正確な年代が確認できるか、答弁を求めます。

2、賦課徴収をしていない件数は年度ごとに把握できるのか、できないのか。答弁を求めるとともに、まずは現在までの調査段階で判明している限りの件数を公表していただきたい。

3、賦課徴収義務を怠った年代から現在まで、未徴収金額は合計でおおよそどのぐらいの金額になると予想されているか。おおよその試算でもいいからお知らせをいただきたいと思います。

4、この事件の原因について、どのような理由が考えられるか、答弁を求めるとともに、今後の対応について、並びに責任の所在について明快な答弁を求めたいと思います。

続きまして、「財政安定化に向けての取り組みについて その4」の方に移らせていただきます。

初めに、市長公用車等を大衆車に買いかえる時期について質問をさせていただきます。

私は相羽市長の能力に大きな期待をいたしております。したがって、市長が公約として掲げた内容を確実に実施に移し、大勢の市民から絶大な信頼をいただくためにも、私も大いに協力をさせていただかなくてはならないとの思いで質問に取り上げさせていただきました。私の質問が後押しとなり、私の質問に答弁していただくことにより、公約の実現が早期に達成できれば、財政安定化に向けた市長みずからの率先垂範として、職員の皆さんの士気にも責任感とやる気を持たせることにつながるのではないかと期待をいたして

おります。

いつごろの時期に高級市長公用車等を大衆車に買いかえるお考えなのか、市長みずからの答弁としてお聞かせをいただきたいと思います。

2つ目の質問に移ります。優良企業と言われる企業の協力を仰いで人事交流を促進することは、豊明市の利益につながると考え、質問をさせていただきます。

久しぶりに広辞苑を開き、「公僕」という意味を改めて確認してみました。優秀な職員の皆さんに、今さら公僕の意味について講釈するような発言をしては大変僭越かとは思いますが、お許しをいただきたいと思います。

広辞苑によりますと、「公僕」とは「公衆に奉仕をする者」と明記をされていました。また、ほかの辞書を引いてみますと、「社会に奉仕する者」、「慎んで奉仕する者」、「献身的に国家や社会に尽くすこと」と書かれていました。ともに意味合いにおいては同じ内容です。

つまり、社会に奉仕する者とは、市民への直接的、間接的な奉仕を意味するわけです。職員の皆さんは市役所に勤務することを生涯の働き場所として定め、難しい試験を受け、面接をパスし、見事に合格を果たした、年間一握りのエリートであります。年代層を重ね合わせた有能な政策立案実施集団であると認識いたしております。

したがって、入庁当初からまことに崇高な意識のもとに、みずからの意欲を高揚させ、豊明市民のためにお役に立てる喜びに浸って勇んでいたのではないのでしょうか。私は今まで何度も申し上げておりますが、そのような人材をすなわち人が財産と書き、「人財」と申し上げてきました。

しかし残念ながら時間の経過は、崇高であった意識とやる気をむしばんでいるようです。時間の経過は周りの環境に押し流される要因をもたらすようです。煩雑な人間関係の中でいつしか自分の心の中で職場環境に妥協しながら、その時々々の雰囲気迎合することを許してしまい、真剣に仕事に取り組む姿勢や懸命に働く意欲を遠ざけてしまうような誘惑が生まれてしまうことも、あまたあるのではないのでしょうか。

しかし、同じ職場に長年勤めることにより発生すると思われるこのような慢性的な現象と、後退した意欲がもたらす複雑な心の作用は、実はだれにでも起こり得ることであり、安易に批判はできません。批判の視線を職員に向けるよりは、職場環境を整える努力と、時には庁舎内の空気を入れかえる必要性に迫られているのではないのでしょうか。

つまり、適切な時期に適切な手法を用いて新たな環境を職員に提供し必然的に刺激を与えることは、人間の脳にとっても、精神的な面においても、画期的に未来に向けた成長を促すことにつながると確信をいたしております。その意味からも新しい行政のあり方を目指し、やる気のある職員を企業に派遣し、新たな息吹に浸ることは決してマイナスにはならないと考えております。

進化を続ける現代は、行政の変革をいや応なしに求めております。旧態依然とした体制からスマートな体制へと移行すべき時代が訪れていることに気づいていただきたい。ぜひとも優良企業と言われる企業の協力を得て人事交流を促進し、職員一人ひとりが 100%

の能力を発揮できる職場環境を整えていただきたいと、高いところから要望を申し上げます。

優良企業との人事交流について答弁を求めたいと思います。

以上で私の壇上での質問を終わらせていただきます。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

石川副市長。

No.5 ○副市長(石川源一君)

議員からご指摘のございました賦課漏れがございました。大変申しわけございません。

下水道課より報告を受けました折には、全く寝耳に水の感でありました。どうしてこんなことが起きているのか、詳しく説明を求め、早急なる原因の究明、徹底した調査、また下水道指定工事店等への厳正な手続の通知等を命じました。

こうした事態が起きましたことは、ひとえに私自身の管理能力が問われているわけでごさいます、その責任を痛感いたしております。大変申しわけなく思っております。改めまして、市役所職員、公務員として、市民の皆様たちの信頼を損なうことなきよう、厳しく指導、対処してまいります。また、市民の皆様には深くおわびを申し上げる次第でございます。大変申しわけございませんでした。

なお、私を含めまして、管理、監督の立場にある職員につきましては、その責任を精査の上、適正に処したいと思っております。

細部につきましては、担当部長より答弁を申し上げます。大変申しわけございませんでした。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.7 ○経済建設部長(山崎 力君)

今回の下水のことにつきましては、不測の事態を起こしまして、まことに申しわけありませんでした。おわびを申し上げたいと思いますが、今後は今回の事態を重く受けとめまして深く反省をし、今後の業務に邁進してまいりたいと考えております。大変申しわけありませんでした。

最初の賦課徴収義務を怠って何年になるかということでございますが、二村台地区の下水道は旧住宅公団、現在は都市再生機構でございますが、造成にあわせ整備を行いまして、昭和46年8月23日より供用開始をして、二村台は下水道賦課地区との認識で徴収事

務をしてきました。昨年7月に愛知中部水道企業団の料金システムの入れかえにより、一覧の検索が可能となり、今年7月でございますが、二村台の入力中に下水道が開始されていない地番を発見したため、一覧検索をしたところ、新たに未賦課地番を発見いたしました。

昭和50年に、現在の企業団に市の水道課から業務が移行いたしましたので、そのときに、これは市の方から企業団に移るときに、書類等で賦課漏れをしたと思われるものが8軒ございます。その後、改築、増築時のときの未申請、あるいは入力漏れ等が原因で賦課漏れと思われるものが、現在で38軒、個人で33軒、集合住宅が5軒というふうに判明しております。

それから、年度ごとに把握ができていくかということでございますが、管理のシステムが変わったこともございまして、平成5年以前は企業団の方でマイクロで管理をしておりました。5年以降はCDの管理に変わりましたので、その折に下水道は水道メーターを利用させていただきまして、それを賦課しているわけですが、その通番の部分がマイクロからCDに変わるときに、同じ通番が振ってございませぬ。新たな番号を振り分けたということでございますので、突合すれば全くできないということではないと思っておりますが、正確な今の管理ということで申し上げますと、平成5年からということになります。

したがって、先ほど申し上げましたように19年、今の現時点では、個人では33軒、集合住宅では5軒で44室でございますので、延べでいきますと77軒ということでございまして、平成5年から19年度までは各年度で把握をしております。

それから、未収の金額は合計でどのぐらいの金額になるかということでございますが、先ほど申し上げましたように、5年以降のデータは確実なデータがございまして、その水道メーター、上水を使った量に下水道の料金を計算させていただきますと、平成5年から19年までの今現在判明している部分でございますが、約1,435万円と推計をしております。

それから、究明と今後の対策ということでございますが、まず1番目に考えられることは、建築時における下水道接続申請が未届け、あるいは建てかえ時に下水道の接続申請が未届け、建物が改造されたことによる水道メーターの取りかえ等がございまして、そういった原因で入力をされていないために賦課漏れとなったという原因ではないかというふうに推測をしております。

今後の対策といたしましては、チェックシート等を作成し、建築確認の申請と接続の申請を確認していくというような対策をとりたいというふうに考えております。

それから、個人の申請によるメーターの取りかえ等がございまして、こういったものは企業団と連絡事務を密にしていきたいというふうに考えております。

それから、2つ目で考えられることは、接続申請があり、完了届が未提出のために賦課漏れとなったというようなこともございます。これは指定工事店との連絡を密にとり、また指導等をしっかりと行って書類提出をさせて、検索の入力を確認するということを考えていき

たい。

それから3番目に、これは事務の手続で、賦課をすべきところに入力を忘れて賦課漏れになったというようなことも、一部で見受けられる部分がございますので、検索の入力事務で漏れのないようなチェック機能を構築しまして、その後は確実にチェックができるようにしたいという対策を考えてまいりたいというふうに思っております。

以上、終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.9 ○総務部長(山本末富君)

現在、市長は市内はプリウス、市外はクラウンを使用しております。

副市長車、こちらの車は平成8年1月の登録で、現在9万9,000キロでございますが、こちらの車は来年の4月末で競売、または廃車する予定でございます。

来年の5月からは、市長は同じように市内はプリウス、市外はクラウンを使用し、副市長は残った車を使用することにしております。

以上でございます。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

相羽市長。

No.11 ○市長(相羽英勝君)

月岡議員から私のマニフェストと私の市政運営の姿勢についての確認がございましたので、公用車という側面からお答えをさせていただきたいと思えます。

基本的には今後の車両買いかえのスケジュールは、総務部長が申し上げたとおりでございます。

ただ、私もこの公約を上げるときに、皆さんもご承知のとおり、昨今、車の性能、技能、安全性、そういうものは格段に向上してきております。それと、主に活用する地域ということは、市内が中心でございますので、そういう意味では大衆小型車というものを活用して遜色ないし、与えられた役割あるいは責務を果たすのに支障を来すことはないという判断をいたしておりました。

それからもう一点は、市を代表していろいろな仕事をさせていただくわけでございます。そういう意味からいたしますと、公式、非公式な場がございますけれども、公式な場については社会通念上、どうしても市民を代表してそういうところに出向くというような場合に、最

小限度の社会通念上の常識、そういう責任を果たさせていただくという観点から、先ほどちょっと総務部長が申しあげましたように、私と副市長の今の一般的に黒塗りとと言われる車は1台、来年は廃車します。そして、公の場で市民の皆さんに肩身の狭い思いをさせないような最小限度の社会通念は守るために、1台は残させていただく。そして、市内には基本的には大衆小型車を市長、副市長で活用させていただいて、公務を遂行させていただくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.13 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、優良企業との人事交流について質問がありましたので、回答を申し上げます。

少子高齢化の進展、団塊世代の大量退職など、社会情勢が大きく変化する中で、行政の果たす役割は急速に変化してきております。こうしたことに対応するために、市では職員一人ひとりの意欲の向上を図り、組織として能力を高めしていくことを目的に、今では「豊明市人材育成基本方針」を策定し、これを市の人材戦略としております。

こうした方針をより具体化するために、46項目からなる実施計画を策定し、今はそれに基づいて実施をしております。

この項目の一つに、「民間企業及び他の地方公共団体と接触、交流する機会を提供していく」という項目がございます。議員の言われる純然たる民間企業ではありませんが、平成17年度からNPO団体への実務者研修として、民間の活動を研修させるため、職員を派遣しております。

それからもう一つ、新しい経営感覚を行政の中でも取り入れてはどうかというご質問がありました。現在では民間の経営感覚を取り入れた人材育成も始めております。例えば、民間企業の接遇を学ぶためのCS研修、企業では顧客の満足度を上げるための研修ですが、これを市役所では窓口業務に生かそうという考えで研修も始めております。

それからまた、企業の経営マネジメントサイクルの考えを取り入れて、職員も年間自己の業務目標を設定し、PDCAサイクルを実行し、業務に生かすようにしております。このPDCAサイクルといいますのは、PはPlan、計画、Dは実行し、Cは分析し、AはAction、まあ次の計画に生かす、改善をするという考えの、これは経営マネジメントサイクルですが、これも職員の人材育成の中に生かしております。この結果は、また給与の査定にも反映していくように、現在では考えられております。このように徐々にですが、企業の経営マネジメントの考えを取り入れながら、職員の意識改革、人材育成に努めております。

それから、提言のありました優良企業での人事交流については、民間企業の職員の長

期にわたる派遣はできませんが、職員研修であれば可能であると思いますので、実施について今後研究をしていきたいと思います。

以上で終わります。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.15 ○21番(月岡修一議員)

宮田部長の答弁を聞いて大変優秀な人だなと、改めて感じました。今年の3月の一般質問においても同じような質問をさせていただきましたが、今の答弁とははるかにほど遠い答弁で私も怒りを覚えた事実がございます。

元来、市役所の中で古くから市職員の意識改善ややる気を求めて、さまざまな研修等が行われてきているという事実がございます。しかし、その中で私が議員になってからでも、新聞紙上をにぎわせるような事件が何件か発生をいたしております。そういったことを踏まえたときに、一体何のための研修なのか。人を育てるために一生懸命時間を費やして、財源を費やして、研修を重ねているにもかかわらず、実態は不祥事につながっている。そういったことに、実は3月には非常に強い違和感を覚えたわけです。

しかし今般、市長が民間の出身ということで、私はやはり行政にはないアイデア、やる気、責務、そういったものを改めて人間の感性として取り入れる必要があるだろうと、このような思いから二度目の企業との人事交流についてお尋ねをしたわけです。

今、お聞きしますと、直接的に一般企業との人事交流は不可能であるというような趣旨の説明がございました。私は短期でも結構ですが、いろんな状況がまた変わってくると思います。お互いの人事交流が可能な状況が発生しましたら、積極的にやる気のある人を民間に派遣し、または超優良企業と言われる企業が県内にはたくさんあるわけですから、そういったエリートを迎え入れて、本当に日本の経済を支えている人たちの働き、考え、実践、そういった力のすさまじさを肌で感じていただくということは、必要であろうと思っております。

そういった意味からも、再質問ではございませんが、今の答弁の中でありましたように、可能なことは実施していただく。今すぐに不可能なことを実現していただきたいというような無理は申し上げませんが、今後豊明市の発展に向けて、やはり人材の育成が最優先でなければいけないと考えております。

そういった意味からも、積極的に意識の中で一般企業との交流を描いていただきたいなと思っておりますので、そのことを強くお願いを申し上げます。これは再質問ではありません。答弁は結構です。

市長車の件で再質問を申し上げます。

市長の選挙以前の市長公用車の廃止といいますか、一般大衆車への買いかえを進めるという選挙公約は、今の市長の答弁を素直に聞きますと、何人の市民が納得をされるのかなと、私は率直に思うんです。確かに市内ではプリウスを使っておりますよと。しかし、外に向けては対外的に豊明市の顔として、市民に肩身の狭い思いをさせたくないとおっしゃいますけれども、私は市長がプリウスで行っていただいても、何にも肩身の狭い思いはしませんよ。これが行政の物の考え方の間違いだと、私は昔から指摘をしているわけです。黒塗りの高級車で行けば、ホテルでもどこでも自動的にどうぞと、優先的に駐車場に招き入れていただき、玄関で降ろされる。そういったことが必要なんでしょうか。そういったことから脱却するためにも、私は市長が大衆車にかえる時期を非常に期待を持っていたわけです。

確かに、プリウスで国際ホテル等に会議で行った場合に、駐車場に入る前にとめられて、降りてくださいと言われるかもしれません。しかし、それが市長という立場にどんな変化があるのか。メンツの問題でしょう。今の答弁を聞いて豊明市民は、うちの市長がプリウスで行ったら肩身が狭いなど、多分おっしゃいませんよ。それよりはやはり大英断で、財政的な問題から私は高級車をやめて、プリウスで市内も県外も行きますよと、このような行動を起こすことの方が重大ではなかろうかと思うんですが、いま一度市長、その件についてお考えをお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.17 ○市長(相羽英勝君)

月岡議員のおっしゃることはよくわかりますけれども、私自身が仕事をするのに支障が出るということは一切考えておりません。クラウンで行こうが、プリウスで行こうが、それで支障が出るということは考えておりません。

しかし今のところ、私もこういう市の行政に入る前は、月岡議員と同じようにそういうふうに思っておりました。したがって、このことは一つの改善の糸口、第一段階として、これをきちんとしないといかんなど、こういうことで思っておりましたから、先ほども言いましたように車の持っている便利性、機能性、安全性というのは、全く問題はないわけです。それと仕事をやるのにも、特に影響はないわけです。ですから、そういう考え方でマニフェストには実は書きました。

これについてその後、車に乗って、市内でもそうですけれども、いろいろ会合に出てまいりますと、慣れるまでは、切りかえたときというのは、どうしても抵抗だとか、あるいはそういう切りかえた状況が把握できてなくて、いろいろな人がいろいろな対応をするということはある

と思うんですけれども、そういうものは乗り切らなければいかんと思いますが、とりあえずは私が今ちょっと申し上げた件の一つは、私も県の市長会とか地域の市長会に行っております。そういうときにやっと初めて少し雰囲気はわかってきました。

車によって市長の仕事のでき、ふできが左右されるということは思っておりませんけれども、やはり私も今新人の市長でございますので、今あるものを最小限度というか、最大限に活用させていただこうと思っておりますけれども、ただムダになる部分は今後ともきちんと排除をしていくと、私のみずからその先頭に立って排除をしていくということについては変わりはありませんので、今、社会通念上、あるいは市民の皆さんに余分なご心配をかけぬようというようなことを申し上げましたけれども、そういう観点では私は少しそういう理解をしておりましたので、そういうお言葉を、返答を素直にさせていただいたと、こういうことでございますので、ただ主唱、心像というのは基本的には変えていくと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいというように思います。

以上です。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.19 ○21番(月岡修一議員)

立場が変われば考え方も変えざるを得ないと、そういった環境にいらっしゃることは理解ができます。しかし、もう時代は大きく変革の時代に入っていると思っております。

国会議員も県会議員も本当に超高級車に乗っておられますけれども、本来、移動手段として優秀な人材が適切な場所に移動できればいいことであって、そのためにあれほどの財源を用いてムダをしている。この事実がはっきりとしているにもかかわらず、一向にやめようとしない。しかし、他方においては財源に苦しむ自治体もあり、貧困層の生活困窮者をたくさん生み出す。本当に日本は恵まれた国なのかなと、改めて考えざるを得ません。

私は市長の今の答弁に対して、直接お話を伺っておりますので、ある程度の理解を示しますが、再度申し上げますが、果たして市長に投票された大勢の市民が納得をされるかというと、やはり大きな問題が残るような気がいたしますので、折に触れて市長みずから、そのような見解を説明されるべきかなと思っております。市長がそういう考えであれば、今この場でどうのこうのと申し上げるよりは、まず市長の答弁を最優先に受けとめて、今後の推移を見守りたいと思っておりますので、この件に関しては答弁は結構でございます。

さて、下水道の賦課徴収がなされずに30年に及んでしまっている。もし私が市の職員でしたら、豊明市のように発展していくまちというのは、当然ながら住宅がたくさん建築をされる時代があるわけです。そうしますと当然、着工届がなされる。当然ながら、だれが見ても担当窓口においては上下水道の接続というのはなされていると、このように考えるのは自

然な考えであろうと思います。

しかし職員の中には、過去において恐らくおかしいのではないかと、今の現状でいいのかなと思って気がつかれた職員もいたのではないかなという気がしますが、そういった個人の思いを受けとめる機構になっていないことが、今回の最大の要因ではなかろうかと思えます。

すなわち、現場で家がたくさん建っているにもかかわらず、下水道としての接続、そういった提出書類が上がってこないという違和感を感じたならば、なぜ現場に行って確認をしないのか。そういったことに私は強い違和感を感じるわけです。

たかが豊明市内、車で行って、付近を歩いたところで、30分もあれば確認できるわけです。そういった汗を流すという習慣に欠けていた。これが今回の30年にわたる賦課徴収義務を怠った最大の要因であろうと思うんです。

したがって、私は今さら過去にさかのぼってどうのこうのと言ったところで、今、部長の答弁を伺いますと、平成5年の明確な数値以前にさかのぼって、どうも責任を持って水道、下水道料金の徴収をすることは不可能な、そのようなニュアンスでありますので、恐らく平成5年以降から今日までの上下水道の料金から下水道料金を算出したものを、悪戦苦闘して請求されるのだらうと思います。

それについては、決して途中で投げ出さずに、最後までやり遂げていただくということを確認したいのですが、いかがですか。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.21 ○経済建設部長(山崎 力君)

賦課漏れの料金でございますが、今おっしゃるように平成5年以降はほぼ確実なデータということでございまして、今これも調査中でございますが、自治法に基づきまして遡及請求をしてみたいというふうに考えておりますが、今、市の弁護士等々にも確認をさせていただいておりますし、ほかの判例等もございますので、それに照らし合わせて今後遡及を考えてみたいと思っておりますが、現在でございますが、これは確定ではございません。

遡及できるのは5年前までというふうな考え方も一つございますので、そこら辺、先ほど申し上げますように今調査中で、法に照らし合わせながら、専門家等に調整を、調整といえますか、調査中でございますので、そこら辺を踏まえて、今後事務処理を進めてみたいというふうに考えております。

終わります。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.23 ○21番(月岡修一議員)

平成5年から確実なデータがCD化されて残されているということを聞かれた後ろの傍聴者の方は、恐らく平成5年から今日までの料金が請求できるものと判断をされた方がいらっしゃるのではないかと思います。

しかし法律上、遡及年月は5年とおっしゃいますと、本当に全体の何パーセントになるかわかりませんが、尊い財源をどぶに捨てることになってしまうわけです。はなはだ残念でありません。

私は今回のこの事件が完全に決着するまでは、これから相当の時間と相当数の人材を投入せざるを得ないと、このように考えております。つまり、次から次へと答えが出てこない。長期にわたる時間を要することですので、私は改めて再発防止に向けて確実な担保を要求したいと思います。よろしいでしょうか。

その1つは、安易な不納欠損扱いをしないということが1つです。つまり、1回請求に行っただけで断られたから、もういいやと、あそこはもううるさいからやめだど、取り立てできないぞど、そのようなことは許されないということを、しっかりと肝に銘じていただきたいということです。

2つ目は、下水道課の皆さんが今後どのようなシステムを構築して、市民の信頼回復を得るのか。そのシステムについて、しっかりと立ち上げることができたら、全員協議会等で公表していただきたいということです。

それからもう一つ、恐らく毎月毎月、徴収事務に携わり、徴収される金額が上乘せに加算されていくものと思いますが、その推移を今回の私の一般質問が終わったから、これでよしというのではなくて、結果が出る月の全員協議会の席上において、確実に私どもに、全議員に報告をしていただきたい。

この3点をきょうの一般質問の担保としてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.25 ○経済建設部長(山崎 力君)

できる限り、今ご提案のあったようなことで考えてまいりたいというように思っております。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

月岡修一議員。

No.27 ○21番(月岡修一議員)

本当に下水道課の問題は下水道課だけの問題としてとどめておくことでなく、全市を挙げて同じような問題が発生しないことをやはり研さんを積んでいただきたい。本当に石川副市長が頭を下げられた。男が公然の前で頭を下げるということは、本当に大変な思いであろうと認識をいたしております。そういった意味からも、私は私の口からどのような責任を取れと、そのようなことを申し上げることはいたしません。あくまでも副市長のお考えに一存を申し上げます。

しかしどうかお願いです。たび重なる不祥事は二度と起こさないためにも、しっかりと意識を構築して、今の時代の流れをしっかりと受けとめて、市職員として何をしなければいけないのか、どういう行動をするのが賢明な行動なのか、しっかりと一人ひとりの職員の皆様が自覚していただきたいと、強く要望を申し上げます。

大変厳しい質問をさせていただきましたが、どうぞ一日も早く改善に向けて努力をされることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、21番 月岡修一議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時1分再開

No.29 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.30 ○5番(榊原杏子議員)

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、総合評価落札方式の導入を中心に、入札制度改革について質問をいたします。

入札契約適正化法に基づき、当市では近年、予定価格の事前公表や公募型指名入札

競争の導入、談合などの不正行為に関する罰則の強化など、毎年のように入札にまつわるさまざまな制度改正が行われてまいりました。全国的に厳しい財政状況によって、公共工事が減少してきたため、少ない工事をめぐって入札による価格競争が激化する傾向にあります。

その中で著しく低い価格での入札、不良不適格業者の参入による工事中の事故や手抜き工事の発生、下請業者へのしわ寄せ、発注者の能力差など、公共工事の品質低下が懸念されたことから、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、略して「品確法」というようすけれども、これが制定されました。

品確法では、公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な用途をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと規定されており、品質を確保するための主要な取り組みとして、総合評価方式の適用を掲げております。

総合評価方式は、価格と価格以外の評価項目をそれぞれ点数化し、総合的に判断して落札者を決定する仕組みです。この総合評価方式により質の低い業者が安値で入札したとしても、品質の評価で点数を取れないことから、多少価格が高くても品質が高い業者の方が高得点を得て、落札することが可能となります。

品確法の施行により、それまで主に国の大規模工事にしか導入されてこなかった総合評価方式を、中小規模の工事にも取り入れる動きが急速に進み、本市においても今年度から試行が始まり、既に1件、住吉池の工事について入札が行われております。この結果を見ると、7社が応札し、価格だけで比べると2位となる業者が、評価値では価格1位の業者を上回り落札するという、いわゆる逆転現象が生じており、総合評価方式を採用しなかった場合と比べて、価格の面で見ると50万円高く決まったということになります。今後の総合評価の拡大による影響は、コスト面からも少なくないということが、これにより予想されます。

総合評価落札方式では、落札業者以外の応札業者にも技術提案などに相応の手間がかかることや、価格以外の評価は結果が読みにくいことなどから、工事の品質確保だけではなく、談合の防止にも役立ち、また受注側の建設業界にとっても、正しく技術力、提案力が評価されることによって、健全な業界育成が図られるメリットがあると言われています。

しかしながら一方では、発注側の評価能力が十分でない状態で実施をすると、かえって不適切な業者が選ばれることがある点、あるいは評価項目の選定や外部の有識者を入れた第三者委員会を通すことによって、従来より多くの時間を要してしまうこと。価格以外の評価の割合が少なければ余り意味がなく、多ければ価格が高どまりするか、かえって過度な低価格入札を招くなど、加算点のバランスが難しいことなど、問題点も指摘されてきています。

本市においても、総合評価落札方式の導入によって、コスト削減と品質確保が両立した、真に市民の満足度の高い公共工事を実現していくためには、今後さまざまな課題の

出現が予想されます。総合評価の今後について、また関連して10月から順次導入予定の電子入札と不正防止のための罰則強化についてもお聞きをしてみたいです。具体的な質問項目として5点、お聞きをいたします。

1点目、総合評価落札方式の拡大については、本年度は試行ということになっていますが、本導入はいつごろを予定していますでしょうか。今後の拡大のスケジュールについてお示してください。

2点目、今回の住吉池の工事に関して、結果に対する評価、分析についてお聞かせください。

3点目、県の審査委員会については、いずれ有料化されることや、各市町の拡大によって件数が増えれば、一層時間がかかってしまうことから、独自で審査委員会を立ち上げることや、市の発注者としての能力向上、評価項目の選定基準づくりなど、今後必要な対策があると思いますが、これについてどのようにお考えでしょうか。

4点目、電子入札の導入については、10月から1億円以上の工事について導入。来年度拡大し、再来年からは250万円以上の工事についてと物品等にも導入を行う予定とお聞きをしていますが、県内自治体の共同で開発したシステムは既に稼働しています。なぜこのスケジュールで導入されていくのか、理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

5点目、不正防止のための罰則について、当市では贈収賄事件が起こったことにも関連して、厳罰化が行われましたが、国の通達で指名停止の新たな要件として、重大な独占禁止法違反行為というもの追加されたことなどから、本年度から県では大幅な罰則強化が行われ、これを受けて県内の市町でも改正をされつつあります。当市においても、直ちに罰則強化に踏み切るべきと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

2番目の質問です。農地の保全と活用について質問をいたします。

農地は、農産物を生産する場としてだけでなく、保水機能や緑地としての機能、災害時の空き地としての機能など、多面的機能を持っていると言われます。全国的にも随分昔から農地の減少、食糧自給率の低下について危惧する声はあったものの、高度成長の過程にあっては、都市化に伴う農地の減少は仕方ないという考えを持つ人も多く、特に都市部の農地減少には歯どめがかかってきませんでした。

近年になって、こうした農地の多面的機能について、またこういった機能が失われることによる深刻な影響についても注目が集まり、人口構造の変化や都市農地に対する住民ニーズの変化も相まって、保全、活用を積極的にすべきとの声が急速に高まっています。当市においても農家の高齢化、後継者不足、農業収入の減少などにより、農地の遊休地化、生産緑地地区の解除が徐々に進んでおり、心配な状況になってきています。これに歯どめをかけ活用していくのは、市として重要な役割であると考えます。

特に、市街地周辺の貴重なオープンスペースとして、防災上果たす役割は大きく、水害時には貯水機能、火災時には延焼防止機能、さらに避難場所としての機能も重要で、積

極的な確保が望まれます。

さて昨日、杉浦議員からも農業の振興について、遊休農地の活用や後継者育成などの質問があり、その答弁の中でも、JAで団塊世代対象の農業セミナーを始めたことなど、報告をされていましたが、団塊世代の大量退職を新規就農のチャンスと見て支援する動きが、各地で加速してきています。

新たな生きがいづくりの場として、食の安全・安心に関心が高まっているこの世代を引きつけられるかどうかは、都市近郊農業の大きな分岐点なのかもしれません。そのほかにも、JAが主体となって取り組まれている事業は多く、もちろんJAとの連携、協力は重要であり、不可欠であります。市が主体となった働きかけも今後さらに増やしていく必要があると考えます。これらのことを踏まえ、具体的に4つの観点からお聞きをいたします。

まず、生産緑地地区に関してですが、過去15年の間に指定面積が約14ヘクタールから11ヘクタールほどに減少してきているようですね。今後の推移予測、最低限どの程度の面積の確保が必要だと考えているのか。

また、自治体単位で追加指定を行っているというところもありますが、こういったことを検討されていかれるかどうか、お聞かせください。

次に、遊休農地について38.4ヘクタールほどあるようですが、今後の推移予測と事態解消に向けての取り組みについてお聞かせください。

3点目、防災上の観点からの市街地周辺の農地確保についての目標値や具体策があれば、お知らせください。

4点目に、2005年3月に私が質問をいたしました体験型農園について、農家の方にPRをしていきたい、制度について研究をしたいという答弁がありました。その後の取り組みはいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で壇上での質問を終わります。

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.32 ○総務部長(山本末富君)

総合評価のご質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

総合評価の今後につきまして、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行されたことに伴い、公共工事の品質確保のための主要な取り組みといたしまして、総合評価落札方式が導入され、本市においては今年度、「市区町村向け簡易型」で1件実施いたしました。

今年度の実施につきましては、実施済みの1件のほかに予定はございません。

総合評価落札方式の今後の導入予定ですが、来年度につきましては、現在のところ未

定でございます。総合評価落札方式の適用可能な工事がありましたら、行ってまいります。

ただし、総合評価落札方式は、評価項目、評価内容、評価基準などの決定や、総合評価審査委員会に意見聴取いたしますので、契約までに通常の2倍ほどの2カ月ぐらいの時間が必要となることから、適用工事が限定されてきております。

なお、総合評価落札方式の中には、施工実績の評価による「市区町村向け簡易型」や、簡易な施工計画の評価と施工実績等の評価による「簡易型」などがございますが、本市は当面「市区町村向け簡易型」で実施する予定でございます。

総合評価の本格導入はいつかということでございますが、当面1～2年先は今のようない試行が続くものと思っております。県の方から本格実施の通知文が来た段階での、また検討になるかと思っております。

続きまして、住吉池の結果はどうであったかというご質問でございますが、まだ受注を受けたばかりで、検査の結果が出ておりません。当然検査の結果が出れば、それなりのいい結果が出るものというふうに予想をしております。

それから、審査会の方は有料で、件数が増えるかどうか。あるいは、市内部でできないかということでございますが、まず審査会は19年度の立ち上げで、県の方から今年度は無料ということが言われております。来年度以降につきましては、まだ正確な情報が届いておりませんが、恐らく将来は有料になるであろうというふうに思っております。

また、市内部でこういった委員会をつくってはどうかというお問い合わせですが、もともと総合評価の工事そのものが、小さな市町村では該当する工事が少ないので、市独自で立ち上げるという考えは、今のところ持っておりません。

続きまして、電子入札の導入の方ですが、予定価格1億円以上の建設工事につきましては、今年度下期から導入予定ですが、現在のところ該当する工事がございませんので、20年度以降になるかと思っております。順次、拡大をいたしまして、21年4月からは全部の工事が電子入札になります。

また、物品、役務の方は22年度から本格的な導入になる予定でございます。

それと、罰則強化でございますが、贈賄、談合などの不正行為の排除徹底を図るため、指名停止要領を平成18年4月に改正し、罰則強化を図りました。

罰則強化後、2年目を迎えますが、他市町村においてさらなる罰則強化を図った市もございます。本市においても指名停止の措置基準の見直しに向け、検討をしております。

以上でございます。

No.33 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.34 ○経済建設部長(山崎 力君)

農地の保全と活用についてということで、ご答弁を申し上げたいと思います。

4点ほどあったと思いますが、生産緑地の減少についてはどうかということでございます。生産緑地は市街化区域の中に農地あるいは緑地としてあるものでございまして、これは500平米以上の連担されるものが、そういった対象になるわけですが、議員も申されたようにここ数年、毎年のように解除の申請が数件出てきております。

これは公共用地に買い取り申し出ができる制度でございまして、その都度、県あるいは市の中でも公共用地に使用できないかとか、また買い取りにおこたえできないかということであつせんをするわけですが、これも今までそういったことで申し出に対して買い取りをしたことはございません。

さらには、農業委員会の方にもお願いをしまして、農業を継続あるいは農家を増やしていく考えの方はないかということであつせんをするわけですが、そういった方も今までは残念ながらございません。したがって、年々減少しているのが実情でございます。

これは個人の資産でございまして、議員が申されたように市が増やすといいますが、先ほど申し上げましたように買い取りをするということでないと、それが保っていけないというのが現状でございます。

それから、遊休農地が年々増えているということでございますが、これはほとんど畑地のことでございますが、これも農業を取り巻く環境といいますが、これは一般的に言われているわけですが、高齢化、担い手の問題等々がございまして、そういった遊休農地が年々増えていくというのは、対策としては苦慮しているのが現状でございまして、大変難しい問題だというふうに考えております。

それから、防災に役立つので、そういった開発だとかいったことは、余りさせるべきではない。もっと保全すべきだと。これは当然そういうことでございまして、幸いにといいますか、豊明は市街地と農業区域がうまくセパレートされているといいますが、余り混在していないというような状況が見受けられます。そういった面からいきますと、今私どもも治水の総合計画等々をやっているわけですが、そういった面では農地は非常に有効な手段でございまして、できる限りそういったものは保全をしまいたいというふうに考えております。

それから、以前ご質問のありました体験型農園ということでございますが、これは体験型農園は、農家の方たちがみずから開設をするものでございまして、これも農地活用の観点から見ますと、有効なことだというふうに思っておりますので、そういった農家の方々に機会あるごとに啓発をしまいたいというふうに考えております。

市といたしましては、昨日もお話を申し上げましたように、市民菜園を今開設をしているわけですが、それをさらには拡大の方向で、また先ほど議員も申されたように、団塊の世代の人たちの農業に触れたい、土に触れたいということにこたえてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.35 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.36 ○5番(榊原杏子議員)

総合評価の方から再質問をしてみたいです。

今後の導入のスケジュールについては未定ということでしたけれども、適用可能な工事があればということで、どういった工事なら適用可能であるという判断をなさるのか、その基準についてお答えをいただきたいと思います。

また、スケジュール的な時間のこともおっしゃいましたけれども、2倍の時間がかかるからということですが、ということは適用可能な工事は前半の工事であればということなんでしょうか。

それから当面、「市区町村向け簡易型」と言われましたけれども、これは「特別簡易型」と言われているものと同じだと思いますが、これはなぜその型を選ばれるのか。3種類、要綱の中ではできるようになっていますけれども、特別簡易型、簡易型、標準型の中で、特別簡易型を選ばれるのはなぜでしょうかということ、まずお聞かせいただきたいと思います。

No.37 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.38 ○総務部長(山本末富君)

まず、特別簡易型をなぜ選ぶかということですが、技術提案型と申しますか、技術力の差の大きいもの、こういった大規模な工事が本市ではなかなか発生しない。通常、毎年似たような工事が多くなります。そういったところから特別簡易型の工事を当面はやっていくということですが、

あと、もう一点は、技術的なウェイトが大きいものを中心に選択しないと、当然差が出ないわけですので、やはり技術の差が出るような工事を選んで行っていきたいというふうに思っております。

No.39 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榑原杏子議員。

No.40 ○5番(榑原杏子議員)

技術力が左右するような大きな工事というのは、金額によっても判断されるのか。工事の性質によって基準というか、どこが境目かということがわからないものですから、そういった基準についてざっとお示しいただきたいと思います。

と申しますのは、技術力でいろいろ点数に差が出てくるような工事ということですが、特別簡易型に比べて、簡易型と呼ばれるものは、周辺住民への配慮ですとか、歩行者への安全対策だとか、そういうことも評価ができるものだというふうにお聞きをしています。

これは瀬戸市が1件行った結果というのがあるのですが、当市の住吉池の工事よりも安い予定価格の工事になりますけれども、簡易型というのを選ばれた。それで「工程管理」と「配慮への対応」という項目が加わっておりまして、これによって全部で8点ぐらいの差が、各業者によって出てくるようなものになっています。当市でもこういったことを、技術力とまでは申しませんが、周辺への配慮などを踏まえた、こういうものを加味した工事というものを選ばれるという必要性は感じていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

それから、今回の結果についての評価は、検査の結果が出ていないからということですが、感想といいますか、やってみて実際、価格に対しては逆転という現象が起きたわけですが、そういったことに対する感想としてはあれですが、それによってどういったことが起こったかという分析というのはなさらないのでしょうか。

私が計算をしたところによりますと、これは1点、加算点が違いますと、32万4,000円の差をひっくり返せるという、今回の場合、そういった点数のつき方になっています。価格を基準にしますと、一番安いところと2番目のところが逆転したわけですが、一番安い業者さんと2番目に安い業者さんの金額差が50万円。点数の差が多分逆算しますと2点ということになると思うのですが、それで金額的にはひっくり返してカバーして、価格としては50万円高い業者さんが落札をされたという結果になりました。

そのことが及ぼす影響は、例えば価格が1位だった業者さんが50万円安い価格で工事を行った結果には、品質の部分で問題が発生するか、随分と差が出てくるということなのか。そうでなければ、なかなか総合評価方式を導入する意義というのが、いまいち市民にとってわかりにくいものになるんじゃないかと思うのですが、そういったことについてご説明をいただきたいと思います。

No.41 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.42 ○総務部長(山本末富君)

まず、感想の方から申し上げますと、技術力というのは、主に今まで過去にやりました工事の成績であるとか、担当された技術者の能力、そういった部分が点数に大きく反映されます。そういったことから、しっかりやっていた会社、あるいは監督さん、そういったところの工事の方が成績、技術点が上回ってきますので、入札価格一本よりはそれなりの信頼を得るのかなと、そんなような感想を持っております。

あと、総合評価の3つ、標準型、簡易型、市区町村向けとありますけれども、どういった基準で選ぶのかというようなお問い合わせもございました。当然、金額の大きな工事というのは、技術力の必要性が必然的に高まるということがあります。それと何というのですか、既製品の占める割合の多い工事よりも、それぞれ現場での会社の能力といいますか、ノウハウといいますか、いろんな部分を駆使されて、他と違った部分が発揮できるような、そういった工夫の余地がたくさんあるものが、当然複雑な総合評価の中で大きなウェートになるのかなという気がしております。

国の方が当初進めた高度技術提案型や標準型などは、本当に国家的なプロジェクトの何千億であるとか、非常に複雑な工事であるとか、そういった工事でない、なかなか技術の提案というのが難しい。あるいは差が出ないというようなところが見受けられます。

本市におきましては、こういった大きな工事は今後も起こりそうにはありません。通常、区長要望工事が非常にウェートの多いものですから、毎年似通った工事が多くなると、そういった感覚は持っております。それで、豊明市は総合評価の中で一番簡単といいますか、市区町村向けの簡易型の方を今後もやっていくということで思っております。

また、環境に配慮をした項目を入れたらどうかというようなことですが、若干ちょっと性格が違うかも知れませんが、このISOの9000シリーズ、これは品質の方ですけれども、こういったのを今回は取り入れていますし、また環境のウェートの高いような工事が発生すれば、当然そういったものも評価項目の中に入れることは可能でございます。その工事工事、一つひとつによりまして、評価方式も変わっていくというふうに思っております。

以上です。

No.43 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.44 ○5番(榊原杏子議員)

市区町村向け簡易型で行われるということだと、今までの市内での工事の成績、3年間の成績というものが、部長のおっしゃるとおり一番大きな差になってきます。そうすると、今までに信頼を得ている業者さんは有利になるということも、そのメリットもわかりますけれ

ども、もちろんそれも加味していただいているのですが、それに加えて今度やるその工事に対して、どういった配慮をされるのかということが、盛り込まれるべきではないかなというふうに思います。

そういった意味で、簡易型の方を私はお勧めしたいなというふうに、進めていただきたいなというふうに思うわけですが、今回の市区町村向け簡易型で行われた工事に関しては、それが今までにいい成績を残していただいた業者さんが落札されたということになって、それで50万円の逆転ということのバランスはとれているのかどうかということ、そういったことも試行を繰り返す中でいろいろ出てくるとは思いますけれども、そういった判断をどういうふうにされていくのかなということがわかりましたら、今後の予定についてお教えいただきたいとします。

それから、適用可能な工事、金額の大きいものですか、会社の中で工法の工夫ができるものとか、そういったものかどうか。その工事がそれに該当するかどうかというのは、入札はやっぱり透明性を確保していかなければならないという流れの中では、その基準というのが明確に私のような素人にもわかるように説明がなされてないと、やっぱり問題があると思うわけです。だとしたら、価格優先の方がいいんじゃないかという意見も出てきてしまうと思うんです。なぜ、価格が逆転することもあるのに、総合評価をこの工事で導入するのかということ、これを明確に示していただけるように、基準づくりを進めていかれるお考えがあるかどうかをお聞かせください。

それから、うちの場合のことではありませんけれども、点数が先からついているわけですので、新しく入ってこられる業者さんや、よそから入ってこられる業者さんに関しては、加点が余り得られないかもしれないということで、より低価格での入札をしていく傾向が全国的に出ているようで、そういった場合に、物すごく低い価格で落札してしまって、かえって問題なのではないか。かえって品質が確保されないのではないかという問題が指摘されています。「予期せぬ事態」というふうに言われているらしいんですけれども、こういった事態にはどういうふうに対処されていけますでしょうか、お願いいたします。

それから県の審査委員会について、今年度は無料でということをおっしゃいました。全員協議会のときに説明をいただいた中で、いずれ有料化されて、1件の工事につき最高100万円かかるのじゃないかということも言われていたわけですが、大体幾らぐらいになるのかという方針についても、県からはまだ示されていないのでしょうか。余計な時間がかかってしまって、対象の工事が増やせない。増やせないとなると、独自に審査委員会を立ち上げる必要もなくなってくるといって、どんどん適用しない、総合評価が導入されないということになってしまうものですから、県の審査委員会との関係についてお聞かせください。

No.45 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.46 ○総務部長(山本末富君)

県の審査委員会ですが、価格の方は市区町村向け特別簡易型の方は、図面までつくりますとおよそ 50 万円と言われております。それから、もう一つ上の簡易型の方は、図面までつくりますと 100 万円と言われておりますが、内容によってはそれよりもかなり安くなってくると言われております。

はっきりした基準がありませんので、当面は国や県が推し進める中で有料にすると、市町村の方がなかなかそれに合わせてくれないというような部分がございますので、当面はお勧めする以上、向こうも有料を見送っているというか、サービスを試してみえるというふうに思っております。

それから、新しく入る会社が極端に低い落札価格で入ってくる可能性があるのじゃないかというお話というか質問ですが、こちらの方は最低価格を設けてございますので、最低価格以下ということはありません。

それから、総合評価をやるのは、まだ件数ははっきり申し上げられませんが、次年度以降もすぐに何件も起き得るという可能性はなかなかありませんので、恐らく1年で1件、あるいは2件というぐらいの少数でございます。そういった中で、外部から新規に豊明市の方に工事が入って来えた会社が、それなりに一般の入札でしっかりした成績をおとりになれば、総合評価の方にも、入って来ていただいたときに、地域の防災協定とか、そういった今項目もございませうけれども、いろんなことをしっかりやっただけであれば、それなりに基準でのマイナスはなくなるのかなという気がしております。

それから、今後も価格と評価値の間で逆転することもあり得るかというお問い合わせですが、今後も落札の価格と評価値の間で当然逆転することもあり得ると思っております。

以上で終わります。

No.47 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.48 ○5番(榊原杏子議員)

すぐに何件もではないと、国の指針なり何なりを見ますと、総合評価はどんどん広まっていかなければならないみたいなことが書いてありまして、それと随分温度差があるのだなということを感じてはいますが、電子入札、これは前々から決まっていたとおり導入をされていくわけですが、今年度下期から順次ということで、21年度から全工事、それから22年度からは物品、役務についてということなんですけれども、私が言いたいのは、遅くないですかということなんです。県のシステム、県というか共同で開発したシステムについてはもう稼働しているようすし、近隣ではもう電子入札を始めている市町があるわ

けです。

例えば、知立市では今年4月からやっているし、大府市については、この10月からですがけれども、1,000万円以上の工事と200万円以上のコンサル委託についてやられるということです。同じシステムを共同で開発して、みんなで負担した同じシステムを使うのに、こういった導入時期の差が出るというのは、一体どういうことなのかなというふうに率直に思います。

それから、電子入札に関してですけれども、これは他県ではもう導入されている自治体がいろいろありまして、何年も前から、これは成果も上がっている所以で早期に始めるようにというふうに、私やほかの議員からも要求があったと思いますけれども、特に当市では不祥事が過去にありまして、そのときにも周りより早く始めるぐらいの頑張りを見せるべきではないのかというふうに私も申し上げたと思いますけれども、22年から全部にというのは、余りに遅いような気がしますけれども、何か特別な事情でもあるのでしょうか、お願いします。

No.49 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.50 ○総務部長(山本末富君)

22年からという特別な理由はございません。順次拡大していくと。他市においては先行して早くやってみえる市もございしますが、本市としては、県下でも特別遅い方ではないと思っております。

以上でございます。

No.51 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.52 ○5番(榊原杏子議員)

特別な理由がなく遅く始める、それこそ理由がわからないわけです。周りより遅くしなければいいという話ではなくて、やっぱりうちは周りより早く始めるというまちであってほしいと、私は心から願っております。これが特に理由がないということでしたら、稼働できないということではないでしょうかから、前倒しで稼働していただくように、拡大していかれるように要望いたします。

財政が厳しい、厳しいことを言われていまして、電子入札の制度も価格を下げるのにも役立つというふうな成果が、あちこちで出ていますので、特に電子入札が稼働するま

での間を郵便入札で埋めるということも考えていただけないかと思っただけなぐらいですので、なるべく前倒しをして実施をしていただきたい。

それから、関連してと申しましたのは、総合評価を実施する入札と電子入札との関係というのは、一体どのようになるのでしょうか。

No.53 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.54 ○総務部長(山本末富君)

総合評価と電子入札はリンクはしておりますが、それぞれ別々で進んでおります。

以上でございます。

No.55 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.56 ○5番(榊原杏子議員)

時期の問題はありますけれども、いずれは電子入札が全工事に拡大されて、それで総合評価が年に何件かでも入ってくるとなると、それが両立するようにやらなければならない場面が出てくると思うんですけれども、そういったことについて、まだ情報は何もないのでしょうか。システムの改修が必要ですか、そういったことがあるのかないのか、お答えいただきたいと思います。

それから、罰則の関係ですけれども、昨年改正をしてということで、見直しは検討されているようですけれども、その見直しの時期についてと規模について、県と同じようにやられるのか。それとも一段厳しいものをつくるという考えもあると思いますが、どのような方針であるか、お聞きをいたします。

No.57 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.58 ○総務部長(山本末富君)

システムの方でございますけれども、すみません、罰則の方からいきます。

罰則の方ですが、県に合わせまして、20年4月から改正をする予定でございます。入札

妨害でありますとか談合、こういった関係の罰則を独占禁止法違反、それから談合及び入札妨害、こういったところを中心に県に合わせます。

それで、県の方は名古屋市よりも現在はかなり厳しくなっております。本市も県に合わせて現在、ちなみに申し上げますと、独占禁止法違反は4カ月から18カ月でございますが、これを12カ月から24カ月、それから談合及び競売入札妨害の方は、本市は4カ月から24カ月を、県に合わせてまして12カ月から24カ月。

この中で同じようなことで、本市がこれをまた発注した場合、さらにこれも改正をいたします。独占禁止法でございますと、本市で発生した場合は、現在の6カ月から24カ月を18カ月から24カ月。談合及び競売入札妨害の方は、6カ月から24カ月を18カ月から24カ月に変更するものでございます。

それから、総合評価を導入した場合、電子入札の関係でシステムの改修費が要るかということでございますが、これは本市単独ではございません。愛知県の中の電子自治体推進協議会という協議会で行っておりますので、こちらの方にまたご案内もいたしますし、向こうの方からも、進んできますとそれなりの相談が来て、場合によっては現在の負担金が将来、改正の中で費用負担を求められるかもわかりませんが、県全体の動きの中に沿って、本市もいくということでございます。

以上です。

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.60 ○5番(榊原杏子議員)

場合によっては費用負担があるということで、年に数件しかない少数の工事のために、ずっと開発してきた電子入札のシステムを、いじらなければならないようなことになって、そういう仕組みを県が進めているというのに、すごく違和感を感じます。共同で開発しているものですので、意見を言うのもいろいろ難しいことがあるかもしれませんが、おかしなことにならないように十分配慮をしていただきたいと思います。

罰則についてですけれども、来年からということですが、県に合わせて県の基準と同じように、近隣で既に改正が済んでいるところがあるわけですが、先ほどと同じような話になりますけれども、なぜ20年からののか。これは今すぐに取り組んだとすると、手間がどれだけかかるものでしょうか。一番最速でやったとするといつになるのか。それができないのはなぜなのか、お答えいただきたいと思います。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.62 ○総務部長(山本末富君)

本市が県の改正を知り得たのが5月ぐらいだったと思うんです。それで、年度途中の改正もできなくはないんですが、総合評価でありますとか、いろいろ改正点がございましたので、年度途中でやるよりは、年度切りかえに合わせて改正していこうというふうに思ったわけでございます。

以上です。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.64 ○5番(榊原杏子議員)

年度の途中で6月なり何なりに改正をしている近隣の市町があるものですから、こういった質問をいたしているわけなんですけれども、本市におきましても1つ前か、2つ前の不祥事になるのかもしれませんが、そういった事件がありまして、一昨年ですか、一昨年であって、それで今、昨年の決算を見ておりますけれども、そういった資料にもう該当の業者さんの名前がちらほら出てきます。当時の基準からすれば、別に問題はないのでしょうか、感覚としてはすごく違和感があるものです。そういった反省を踏まえて、こういったことに早く取り組まれる姿勢を示していただきたいと思います。

総合評価については、ちょっとお聞きしている限り、市区町村向け簡易型というのをやっていく限り、余りメリットがないのかなというふうに私は感じてしまいました。その簡易型の方に移行を考えられるか、それか評価の方法なり何なりをもう少し詰めていただく。真に生かせる入札制度としていくためには、もう一工夫必要なのではないかとことを思いましたので、そういったことを要望させていただきたいと思います。

それから、農地の問題ですけれども、生産緑地地区について部長が500平米以上というふうにおっしゃいましたけれども、法律上はそうですが、市単位で、自治体単位で独自に面積要件を緩和して追加の指定を行ったりとか、そういった工夫をされているところもあるわけですね。買い取り申請という形ですけれども、実質はもう解除ということに直結するものですから、このまま、もちろん個人の財産ですけれども、どんどん減ってってしまうというのは、都市マスにも市街化区域内の農地をどういうふうに保全していくのかということはどうも多少あるものですから、そういった追加指定について市として考えられるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

遊休農地についても、大変難しい問題とおっしゃいまして、そのとおりだと思いますけれども、市民菜園について昨日も答弁がありまして、こういったものもどんどん進めていかれ

るという方針だとお聞きいたしました。体験型農園の話ともリンクするのですけれども、区画を区切って市民に貸し出す市民菜園、市民農園というものでは、納税猶予の特例が受けられないという問題が都市部で発生してしまっていて、それで体験型農園あるいは農業体験農園という呼称も使うそうですけれども、そういった方法が編み出されて、発展してきた市民農園型のものを廃止して、そちらに切りかえるということもたくさん出てきたということ、以前質問をいたしました。

これはやり方は本当にさまざまです、もちろん主体的に農家みずからがということになっているわけですが、どういうふうに主体的なというのを解釈してやられるかは、その農家次第で、申請が通ればいいわけですから、そういったノウハウについてどんどん蓄積していただいて、適切なアドバイスをできるように、ただこういう制度がありますよではなくて、あなたの場合はこういうふうにもできますよということを提案していかれる必要があると思うんですけれども、この間、そういった蓄積というのをされたかどうか、お願いいたします。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.66 ○経済建設部長(山崎 力君)

生産緑地でございますが、現時点では追加の指定をするという考えはございません。

ちなみに申し上げますと、平成4年にこの生産緑地を指定したわけですが、約14ヘクタールほどございまして、現在では約11ヘクタール、この十数年で約3ヘクタールぐらい減少しているという状況でございます。

それから、体験型農園ということで今、議員もおっしゃられましたように、農業を取り巻く環境は非常に厳しく、そういったものがあるわけですが、特に大都市近郊においては、そのあり方だとかいろんなことがあるわけですが、議員も申されたように税制の優遇という部分も、確かに農地法が変わってまいりまして、そういったこともできてまいります。

したがって市としては、先ほど申し上げましたように市民農園等を推進してまいりたいというふうに考えておりますが、今提案のございましたような形も当然考えられるわけですから、いろんな方法だとか、そういった情報発信ですね、そういったことは今後農家向け、あるいはそういった機会をとらえて発信をしてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が迫っております。

榑原杏子議員。

No.68 ○5番(榑原杏子議員)

市民農園について増やしていかれるのは結構なんですけれども、相続があったときに存続できなくなるという問題が発生しているからということをお願いしているんですけども、それで存続していける分には、それで構わないと思います。

市民農園の数については、昨日報告された数だと、2年前にお聞きした数と余り差がないというか、若干減ったのではないかなというふうに思うんですけども、新たなものもできているでしょうけれども、廃止されるということもあるのでしょうか、お願いいたします。

それから、農業体験農園として、県内では小牧市が今度取り組まれる、整備をされるというふうにお聞きをいたしております。どうぞご参考になさっていただきたいと思います。

それから、防災上の観点から確保の目標値が要るのではないかというふうにお尋ねをしたわけですけども、防災計画の中にも市街地周辺のオープンスペースの確保に努めるということが書いてあります。こういったものは積極的に確保に向けて動かないとできないものだと思います。目標値、具体策というものがありますでしょうか。

なければつくるべきだと思いますけれども、こういったものについて計画はありますでしょうか、お願いいたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山崎経済建設部長。

No.70 ○経済建設部長(山崎 力君)

市民農園が減ったのではないかとということでございますが、これは1カ所返納をさせていただきましたので、減っております。新たに開設したところもございますので、そういった意味では余り大きな変動はないということでございます。

それから、生産緑地の関係で、防災面からもそういったものが要るのではないかとということでございます。生産緑地そのものは、先ほど申し上げましたように、市街化区域内のことを申し上げるわけです。農地の観点から申し上げて、その周辺にそういった防災の観点からも必要ではないかと、こういうことでございますが、当然そういうふうに必要なもので、農地はそういった保水能力等々が非常に大きいものですから、できるものならそういった部分も含めて保全してまいりたいというふうに考えております。

終わります。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

1分を切っております。

榊原杏子議員。

No.72 ○5番(榊原杏子議員)

できる限りというのもよくわかりますけれども、防災上の観点から必要と思われるスペースについては、積極的に確保されるように目標を決めて、確保していく必要があるのではないかということを感じます。今後そのように計画をつくられるなり、何なりしていかれることを望みます。

それから今、農業の質問をしますのは、壇上でも申し上げましたように、団塊の世代の退職というのを、農業に関しては農業振興について、特に都市部の農業について大きな転機、チャンスであるというふうにとらえて、各自治体が積極的に移住を受け入れるのですとか、農業支援について施策を打ち出しています。その中でもはや出遅れ感があるのかなということを感じています。このチャンスに乗り遅れないように、難しいでしょうけれども、積極的に手を打っていかれることを望んで、質問を終わります。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、5番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午後零時2分休憩

午後1時再開

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

No.75 ○6番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、災害弱者対策を万全に進めるために、災害時要援護者リストの作成及び援護者支援プランの作成を急ぐよう求めて質問をいたします。

新潟県中越沖地震から1カ月半、この地震で浮かび上がったキーワードは「災害時要援護者」でした。「要援護者」とは、ひとり暮らしや寝たきりなどの高齢者、障害者、病人、妊産婦、幼児、外国人などと言われ、必要な情報を迅速かつ的確に把握できない、災害からみずからを守るために安全な場所に避難することが困難な人たちを指します。過去の風

水害や能登半島地震で多くの高齢者が被災したことは、自治体関係者に大変なショックを与えました。

こうしたことから、政府は2005年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を示し、自治体の対応を求めました。しかし、個人情報保護の過剰反応から要援護者名簿の作成が進まず、国は翌年、ガイドラインを改訂、さらに本年3月に「災害時要援護者対策の進め方について」を作成し、災害弱者対策の早急な取り組みを促しました。

7月の新聞に、県内全市町村の約62%に当たる39自治体が要援護者名簿未作成であることが、また8月には『災害弱者の名簿、厚労省「地域と共有を」中越沖で教訓』などと報じられました。

本市も残念ながら今のところ名簿は未作成で、現在準備中とのことでした。災害時には自助、共助が大切ですが、共助を機能させるためにも、行政が名簿づくり、避難支援の仕組みづくりを早急に進める必要があると考え、質問をいたします。

まず1点目、ガイドラインでは情報の共有を強調し、要援護者名簿の作成は「関係機関共有方式」と「同意方式」の2段階で行うよう進めています。本市はだれがどのような方法で名簿作成を行い、保管はどのようにしていくのでしょうか。

2点目、名簿の活用、救助や救出、支援体制はどのように進めていかれるのでしょうか。

3点目、名簿をGIS地理情報システムに落とし、地震や洪水ハザードマップ、消火活動困難地区、避難所などと重ね、現場でのスムーズな活動に生かしてはどうでしょうか、ご提案いたします。

次に質問の2項目目、備品の購入や委託契約の透明性を高め、コストの節減を求めます。

財政難の今、市民サービスを維持継続するためにも、受益者負担の名のもとに、サービス料の値上げが始まっています。市民の負担増を押さえるためにも、まずは行政のむだ遣いをなくすことが不可欠です。そのためにまず入札制度の見直しを提案いたします。

公共工事の入札は、尽きることのない談合の発覚により、社会から批判の目が向けられ、国もそれなりに制度改正を繰り返してきました。本市もそうした動きを受け、市民コーナーやホームページで入札に関する情報の公表、公募型入札の導入など、さまざまな課題はあるものの見直しを進めてきたところです。

しかし、その公共工事は景気の低迷から大幅に減少し、18年度の工事請負額は約9億円と、最高時の3分の1に減りました。それに比べ委託や備品購入は21億円と膨れ上がっています。これまでほとんど手がつけられていなかったこれらの入札にメスを入れていくことこそ、行財政改革の最重要課題と考えます。

委託や備品購入の入札については多くの改善点がありますが、1つは透明性の確保です。

工事については契約額だけでなく、予定価格も公表され、落札率を計算することができますが、委託や備品購入の入札は予定価格の公表がなく、競争原理がどの程度働いた

のかわかりません。また、入札を行わない随意契約は一切公表されておらず、実態をつかむことすら困難です。

備品等のリース購入も公表が不十分です。リースは少し複雑なので、その流れを紹介すると、まず納入業者や購入額は入札ではなく、数社からの見積もり徴収により確定されます。業者と金額を決めた上でリースの金利のみをファイナンス会社に入札で競わせ、その結果だけを公表することになっています。表面に出てくる数字としては当該年度分のリース契約額のみで、事業総額はもとより、何社から見積もり徴収し、幾らでどの業者に決まったのか、価格競争はどの程度あったのか、何も知らされない仕組みになってしまっています。

先の6月議会で補正された基幹システムを例に説明しますと、公表されているのは5年間リースのうちの本年度下半期の2,126万円のみで、総事業費が1億9,540万円であったことも、見積もり徴収業者が1社であったことも、落札率はハード部分が90.7、ソフト部分が95.1%であったことも、一括購入すれば公表されるこれらの情報も、リースでは何一つ見えてまいりません。

2つ目は、見積もりや仕様の決め方の問題です。

事務用備品など定価のあるものを購入する場合は、担当職員が同品質で安価な商品を見つけ、定価の何掛けで見積もるかがポイントになります。しかし、パソコンやソフトの購入、システム改修は定価のないもの、確たる基準単価のないものが多いため、見積もりや仕様書の作成にはそれ相当の専門知識が必要になります。現在、システム改修の作業時間や技術料など職員では判断がつかず、業者の言いなりになっている実態が見受けられます。また、パソコンと特殊なソフトを一緒に入札にかけたことで、7社中、5社が入札を辞退したという事実もありました。こうしたさまざまな課題を解決するために4点、質問をいたします。

1点目、委託や備品の入札は予定価格も公表すること。

2点目、入札すべき事業であるが、何らかの理由で随意契約した場合は、随意契約にした法的根拠と予定価格、契約額を公表すること。

3点目、リース契約の透明性を高めるため、見積もり概算や納入業者も公表すること。

4点目、電算関係の備品購入やソフト、システム改修は、競争原理が十分機能されるよう専門家の審査を受ける。あるいは、入札にかかわらない業者にチェックしてもらうなど、ルール化を進めてはいかがでしょうか、提案いたします。

質問の3つ目、選挙ポスター費の公費負担上限額の引き下げを求めて質問いたします。

選挙用ポスター代の水増し請求は、岐阜県山県市の市議らが詐欺容疑で書類送検されたことに始まり、名古屋市、瑞浪市、多治見市などでも連鎖反応的に水増し請求が発覚し、制度の見直しへの動きが各地で始まっています。

本市の選挙用ポスター代の上限額は37万845円で、候補者が契約したポスター作成業者の請求により、市から支払われます。請求の状況は、前回の選挙で100%、上限額いつ

ばい請求した人が5名、90%以上が8名でした。今回は100%請求者が1人、90%以上が2人と、適正かつ節約に努められた候補者が増え、全体としては約260万円節約されました。

傾向としては新人候補者が安く、期数の古い議員が高いという興味深い結果となり、最高と最低の請求額に約3.8倍もの開きがあり、当市においても水増し請求、不当契約、あるいはぜいたくなポスター作成の可能性を感じました。

そこで3点、質問いたします。

1点目、半数の候補者が20万円以下で作成できていることから、上限額の引き下げは十分可能と考えます。限度額の引き下げを求めます。

2点目、豊橋市、田原市はポスター作成費の内訳をポスター契約書に添付させたことで、請求額が抑えられたと聞いています。本市も内訳書を添付するように見直してはいかがでしょうか。

3点目、選挙公営制度に関する不正を調べる第三者機関「不正請求問題調査委員会」を設置し、提出されている書類を確認するほか、必要があればポスター作成業者や候補者から説明を求めるよう提案いたします。

以上、壇上での質問を終わります。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.77 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

それでは、災害弱者対策を万全にの3点のうち、最初の1点目、本市はだれがどのような方法で名簿作成を行い、保管はどのように考えているかについてお答えいたします。

要援護者名簿の作成につきましては、議員が壇上でおっしゃったように、「豊明市災害等要援護者支援制度実施要綱(案)」を現在作成中でございます。今年中に作成、制定いたしまして、業務を進めていきたいというふうに思っております。

その中で現在、高齢者福祉課と社会福祉課で対象者を絞り込んでおります。

まず、第1点として、75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方、2点目は在宅の寝たきり高齢者の方、3点目が重度障害者という方をリストアップしていきたいということで、75歳以上のひとり暮らしの高齢者については約380人ほどと思っております。また、在宅の寝たきり高齢者は約60人ほど。それから、重度障害者の方は、身体障害者の1、2級の方で800人ほど。それから、知的障害者の方でA級の方が130人ほどということで、合計約1,370人ほどをリストアップしていきたい。それ以外にも、その他市長が支援を必要と認めた高齢者ということの4つに分けて進めていきたいと思っております。

それで、最初の75歳以上の方、それから在宅の寝たきりの高齢者、重度障害者につき

ましては、先ほど申し上げましたように、高齢者福祉課と社会福祉課の方で対象者をリストアップし、同意方式によってリストを作成していきたい。その他市長が支援を必要と認めた高齢者、例えば老老世帯のような場合には、手上げ方式でリストを作成したいと考えております。

それで、その要援護者名簿の保管につきましては、個人情報保護への配慮をした上で自主防災組織、それから民生委員協議会等の関係機関と、その要援護者情報の共有を図り、地域力の充実に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.79 ○総務部長(山本末富君)

それでは、総務部所管の部分につきまして、順次ご回答を申し上げます。

災害弱者対策を万全にの点でございますが、災害時要援護者支援プラン、こちらの方でございますが、災害時要援護者の救援、避難誘導は重要視しております。

要援護者名簿を各地域で活動している自主防災組織の会長に渡し、災害発生時、より早い安否確認及び救出、救護、避難支援に役立てていきたいと考えております。

次の、名簿をGIS地理情報システムに落とし、スムーズな活動にというようなご提案でございますが、これにつきましては今後の課題とさせていただきたいと思っております。

続きまして、入札の透明性を高め、コスト削減を求める問題でございますが、まず物品や委託の入札は、予定価格も公表するよう求めるという件でございますが、物品や委託につきましてはほとんど同じ内容で、毎年業務発注するものがあります。そのことから入札後であっても予定価格が公表されると、その後の入札の予定価格を高い精度で予測することが可能となり、適切な入札に支障を及ぼす恐れが認められますので、公表する考えはございません。

2番目の入札すべき事業であります。何らかの理由で随意契約にした場合は、随意契約にした法的根拠と予定価格、契約額を公表するよう求める。この問題でございますけれども、安易に行うべきではないと考えており、入札できるものは入札を行うようにしておりますが、地方自治法施行令第167条の2には、随意契約の規定が設けられております。

随意契約の法的根拠と予定価格、契約額のうち、予定価格の公表については、物品、委託の予定価格の公表と同様に、今後の適正な入札に支障を及ぼす恐れが認められますので、公表する考えは今のところございません。

なお、随意契約の法的根拠と契約につきましては、公表に向け検討していきます。

3点目のリース契約の透明性を確保するため、リースの入札状況に加え、納入業者や購

入価格が決定するまでの過程を公表するよう求める件でございますが、リースの入札状況につきましては、予定価格を除き、入札結果を市民情報コーナーにて公表しております。

リースの内容に使用する価格、その価格が決定するまでの過程、納入業者の公表につきましては、市民情報コーナーでの公表は今のところ考えておりません。

次の選挙費用の公費負担上限額の引き下げを求める件でございますが、昨年12月議会でのご質問もございました。公選法は選挙運動について種々の規制を加えておりますが、それでも選挙には巨額な費用がかかり、それが選挙腐敗の大きな原因になると言われてきました。

そこで、公選法は金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しており、漸次その拡大合理化が進められ、実施されているところでございます。

当市において、ポスター作成費用やガソリン代など、選挙公営で賄う上限の金額については、公職選挙法施行令の定める金額を基準に設定しているところですが、これは市などが独自に市場調査を行い、適正な価格を算出することが困難であるなどの理由からでございます。県及び他の多くの自治体においても、同施行令の金額を基準に上限として定めている状況でございます。

したがって、現時点においては、ポスター作成費用を含む選挙公営費全般の上限額の変更は考えておりません。

次のポスター代の請求には内訳書を添付するようにのご提案でございます。

選挙公営制度の趣旨及び条例で定める額につきましては、上限であるということをご理解いただければ、適正な執行がされるものとの考え方は変わっていません。

4月選挙での各候補の請求結果を見る限り、金額にはばらつきがあることは承知しておりますが、各人それぞれの自覚、責任の中で業者との契約がされ、請求されているものと理解しております。ただ、制度的には運用面での改善余地がないとは考えておりませんので、他市の動向を注視しながら、次回選挙に向けて調査研究してまいります。

次の「不正請求問題調査委員会」の設置でございますが、岐阜県山県市ではポスター制作費の水増し請求疑惑解明のために委員会が設置され、報告書も出されていることは承知しております。本市においては今のところ、この設置は考えておりません。

以上で終わります。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.81 ○企画部長(宮田恒治君)

それではちょっと戻りまして、先ほどの入札の透明性を高め、コスト削減を求めるのうち

の、電算関係の仕様は専門家の審査をというところの質問に対して回答を申し上げます。

パソコン、サーバなどの電算機器の購入やソフト、システムの改修業務については、職員で見積書や仕様書を精査しております。また、改修等によって業務に支障を来すことがないように、安全に稼働するように努めております。

見積書は、業務量に応じた積算であるかどうか、適切にチェックしておりますが、しかし職員も専門資格を有しているわけではございませんので、見積書や仕様書の精査には限界があることは確かであります。

最近、国からの指針でこんな報告書がありました。十分なノウハウのない地方公共団体としては、比較による方法が効果的であるという報告書であります。例えば、どんな比較かといいますと、複数の業者から見積もりをとる。それから、類似システムについては、類似団体の事例を参考にします。それから、開発コストだけでなく、運用コストも含めトータルコストを考えて導入すべきだという考えの国からの報告書がありました。市はこのとおり以前からこのような方法、このような考え方でIT化を進めております。

ご提案の専門家の審査を受ける、業者にチェックさせるということは、先進都市の事例も参考にして、今後研究していきたいと思っております。

以上で終わります。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.83 ○6番(山盛左千江議員)

では、災害時要援護者のリストについてお伺いいたします。

民生委員さんによる同意方式だという答弁だったと思いますけれども、例えば社会福祉協議会であったり、在宅介護支援センターであったり、いろんなところでこういった高齢者、あるいは災害時要援護者になり得るであろう人たちの情報があるかを調べてみました。

そうすると、社協にはヤクルトによる安否確認というのがあります。67歳以上のひとり暮らしの方が利用されておりますが、そこには530人の名簿と緊急連絡先がありました。それから、同じく社協の委託事業ですけれども緊急電話設置事業、ここには450の名簿があります。

在宅介護支援センターは、80歳以上を対象にして訪問活動、「突撃訪問」とか言ってみえましたが、そういったことを実施しておられますし、また毎年10月には70歳以上のお宅、約240軒を消防の職員と一緒に防火訪問をしていらっしゃいます。さらに、介護保険のケアマネジャーさんは、要介護者の情報はもちろんですけれども、生活の状況なども把握していらっしゃいますので、支援プランの作成に大いに役立つと思っております。

そういった別々の目的ではありますけれども、それぞれに持っておられる、そういった情報を出し合ってリストをつくっていく。それが国が言っている「関係機関共有方式」だと思っています。そういった方式を採用されれば、民生委員さんが今の1,370ですか、1軒1軒回らなくても、かなりの情報が既にリストアップできるのではないかと思いますけれども、そういった工夫、そういったことも合わせてやっていかれるお考えはありますでしょうか。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.85 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

おっしゃったようにいろんな情報、それぞれ今おっしゃった社会福祉協議会の情報なりについても、高齢者福祉課、社会福祉課がかかわっておりますので、そういう情報も参考にさせていただきますが、あくまでも災害援護者ということでございますので、その目的に合ったリストをつくらないと、やっぱり本人の同意というのですか、同意なく進めていくのではなくて、あくまで同意を得て、そのリストをつくっていきたいということを考えております。

それと毎年、例えば寝たきりの方についても、民生委員さんをお願いして、それから障害者の方についてもお願いして、夏季慰問とか冬の慰問もしております、そういうときに確認をとりながら情報の精査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.87 ○6番(山盛左千江議員)

確かに、名簿の作成は市の関係機関が持っている情報を集めれば、かなり早い時期にできます。でも、その人たちをだれが、いざとなったときに救出するのか、避難所まで連れて行くのかということは、それは今リスト化されているわけではないですので、同意方式でもって確認をとりながらつくっていくというのは、大変重要になってまいりますけれども、そこまでは至らない、自分で避難所には行けるけれども、安否確認が必要だという方もいらっしゃるわけです。

なので、両方の方式をうまく活用しながら、短期間で効率よくリストアップしていくということが必要だというふうに考えておりますので、ぜひそういういろんなことにこだわらないで、できれば台風シーズンも近いですので、できることからどんどんやっていっていただきたいというふうに思います。

それから、今は年末などの慰問でと言われましたけれども、そうすると12月に入らないと、リスト化のスタートが切れないということになってまいります。今申しあげましたように、関係機関にはたくさんの情報がありますので、そういったもので埋められるところは、まず埋めていく。それからお手上げ方式で、対象者にはなっていないけれども、不安があるという人のリストアップを進める。それは12月まで待つ必要はないですので、即刻要綱をつくられて作業にかかっていたいただきたいと思います、いかがでしょうか。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.89 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

従来からも民生委員さんには夏季慰問やら、冬の慰問を通じて把握していただいて、台風ときには事前に自分の把握してみえる方については、電話連絡したりして確認をしていただいております。それから、事後についても同じようにしていただいておりますので、全く現在もゼロではなくて、既にこの趣旨に合ったような行動をしております。

それで、改めて今回の台帳も作成していくわけでありましてけれども、その中でも申請者ができるだけ近親者の方とか、それから支援者の1番目、2番目とか、そういうのははっきりとしていただくということも考えております。

それから、先ほどおっしゃったように緊急電話の設置状況を見ても、かなりの方が第1連絡先に市内の方を選んでみえるわけです。市内にかなり近親者やら支援者がお見えになるものですから、そのあたりとの調整、だれが最初に支援に伺うのかも、まさにこれが自主防災の中で近隣の方に助けていただくようなことになろうかと思っております。

いろんな情報も改めて精査はいたしますけれども、既に議員がおっしゃったようなことは、現在でも実施しておりますので、より正確な要援護者対策ができるように努めていきたいと思っております。

以上です。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.91 ○6番(山盛左千江議員)

市内の方に、そういった支援者を挙げていらっしゃるいいましても、沓掛も南北に広いわけですから、自主防災組織は町内会が主ですので、いざとなったらやっぱり近隣の方々の支援だというふうに思っています。

そのときに、名簿は自主防にも保管していただくというような答弁がありましたので、守秘義務をしっかりと守っていただいで活用していただきたいと思いますが、ただ自主防の組織も毎年メンバーが変わってまいりますので、その辺が少し問題かと思えます。

それで質問の3つ目のところに、GIS地理情報システムにそういったおうちを地図で落として、その地図を持って初めての自宅であろうと、すぐに訪問なり、救助に向かえるように思って提案させていただきましたけれども、この件については今後の課題ということでありました。

今後の課題ということは、やるということなのか、やらないということなのか、よくわからないんですけれども、かなり地図を活用していらっしゃる場所も出てきているので、これはやっていたら、早急な救助に役立つかと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。その課題とはどういうことなのか、ご答弁をお願いします。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

答弁をお願いします。

寺嶋健康福祉部長。

No.93 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

議員も多分テレビを見られたと思いますけれども、8月31日にNHKテレビで「地域発、どうする日本、災害列島地域力が命を守る」というのを放映いたしました。その中で全国のいろんな事例、愛知県でいえば清須市の事例などもやっておみえになりました。地域の絆ということで、向こう三軒両隣の精神を発揮しようということとか、いろんな高知県の事例やらを出して、結局はふだんの近所つき合いということが大切であるということで、そして今おっしゃったのは、地域でマップがつくれるのではないかなというふうなお話もしてみえました。余り広範囲なマップではなくて、その地域地域でひとり暮らしの方がお見えになるのか、要援護者がお見えになるのかは、それぞれで把握された方がより正確で、小さな単位で把握された方がより活用がされるのではないかな。

特に、地図に落とすのは便利でありますけれども、防災と防犯はある意味では相反するところがあると思います。防犯上の問題から、最近特にひとり暮らしのお年寄りについては、いわゆるいろんな商法の被害に遭われる方も多いので、これらをしっかり補完しておかないとまずいのかなと。地域の方がある程度それを把握してみえれば、早く助けにいけるのではないかなということで、GISに落とすよりも、地域でそういうマップをつくられた方がいいのではないかなというふうに考えております。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.95 ○6番(山盛左千江議員)

ということは何ですか、自主防なり民生委員さんが支援の名簿をもとにして、地図を買って、そこにマーキングをなささいということなんでしょうか。

今、防犯上危ないと言われるのだったら、みんなで地図を広げてマーキングすることは、防犯上安心なんですか。その辺、言っていらっしゃることがよくわかりませんが、私が申し上げているのは、役所には1,300万円ぐらいかけてですか、たしかGISを導入されましたね。そういったものに各関係機関が、例えば要介護4、5の人、それから障害を持っている方、それから災害時に救助が必要な方を地図に落として、避難所の中にそういう色分けでもしておけば、どこどこ自主防の人は、このときにはこの人たちの安否確認と救助に行かないといかんということがわかるじゃないですか。そういったものを名簿と一緒に封印でもして、自主防あるいは民生委員さんにお預けしていく。それでいざとなつて封を開ければ、すぐに使える。そういうふうに使えてたらどうですかということで、何も防犯と逆になるようなものでも何でもないと思います。

そうすることは必要ですし、仮に地域の人たちだけが、どこにどういった要援護者が住んでいるかを知っていればよいという問題ではないと思うんです。最終的には行政の責任としてそういった方を助けなければいけないわけですよ。地域に預けてしまつていいものと、行政が最後まで責任を持つものとの区別がきちんとしてないように思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.97 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

マーキングすればその維持、かなり高齢の方ですので、転出入等の動きが多いと思います。それで、全体としては行政の方はずつかんでおりますけれども、各地域でそれぞれが確認をする意味でも、当然民生委員さんも年に2回ほど回っていただきますし、それはそれなりの方が把握していれば、よそのところの地図までは必要ないと思うんです。

各地域ごとにそれぞれ持つていけばいいものですから、それは地域の考えの中でマップを落とされるなり、名簿を見て、その全体のトータルとしたものは、いろんな災害があるとは思いますが、そこまでは現在は必要ないのではないかと。それぞれ現場を地図に落としてあつても年に2回、お訪ねする中で確認ができると思います。そういう現場を知つた方に、また支援をしていただくということになろうかと思つています。

以上です。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.99 ○6番(山盛左千江議員)

どうもわかっていらっしやらないみたいで、地域の方が地域の状況を知っていることはいいことですが、行政がそれを知らないんでいいんですかということなんです。行政が知った上で、各地域ごとにその地域に必要な情報を、マップを提供すればよくて、何も豊明中全部のやつを各自主防にお送りする必要は全くありませんよ。私が申し上げているのはそういうことです。地域に合った情報を提供したらどうですか。

それから今言われたように、お年寄りや病気の方の情報はどんどん変わっていくわけです。それを地域の方が地図を買ってきて、自分で落として、また毎年のように自分たちで手作業でやるんですか。行政には逐次、そういう情報がどんどん変わっていくわけです。社協にも在宅介護支援センターにも訪問したり、それから登録があるわけです。そのときに入れかえをして地図に落としていけば、そういった手間暇は省けるし、より最新の情報がいざとなったら使えるんじゃないかと思ったので、提案しているんです。よく私の言っている意味をご理解していただいて、やれることはやっていただきたいと思います。

行政がやるべきことは何なのか、地域にお願いするべきことは何なのか、その辺の線引きをきちんとしてください。何でも住民頼みというわけにはまいりませんので、そこを忘れないようにしていただきたいと思います。

この件については最後なので、簡単に答弁をいただければいいですけれども、結果としていつからリストづくりを始められるのか。最終的にはいつまでにつくるつもりでおられるのか、それだけお願いいたします。

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.101 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

先ほど申し上げたように、今年中に整備していきたいということで、まずその要綱を整備した中で、現在も民生委員さんとのお話をさせていただいておりますけれども、今年中に作成を目指していきたいということでございます。

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.103 ○6番(山盛左千江議員)

次に、入札の方に入ってまいります。

予定価格の公表は随契についても委託についてもしないということでした。ほとんど同じ事業があるので、予定価格が漏れてしまうという理由だったようですが、それではどうして工事の予定価格は、それも事前に公表しているのでしょうか。

先ほどの総務部長の答弁の中で、総合評価のところ、ほとんど毎年同じような内容の工事があるのだというような答弁があったわけです。何で工事は同じような内容の入札があっても事前に公表しておいて、委託などはまずいのでしょうか。そのことについて簡単に結構ですが、説明をお願いいたします。

No.104 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.105 ○総務部長(山本末富君)

工事の方は似たような工事が毎年ありますが、場所が全く一緒という工事はございませんので、予定価格が発表されても、それが必ずしも翌年の予定価格と直結するということではございません。

逆に物品の方は、毎年ほとんど同じものを購入する場合がありますので、そういった部分で予定価格を公表しますと、翌年の予定価格を推察させると。

それで、地方裁判所の方のこういった業務での判例も出ておまして、これが二種類あります。簡単に申し上げますと、18年11月の奈良地裁の方は、これは随意契約によって締結されました下水道工事に係る予定価格の情報公開、こちらの方は非開示が違法である、開示せよというような判決。それから、19年4月の名古屋地裁の方は、これは豊橋市発注の施設清掃業務委託の情報公開、こちらの方は非開示が適法である、非開示が適法というような判例があります。

ですから、簡単に申し上げますと、翌年度も似たような工事が行われる、予定価格が全く同じようなものが想像し得るものは、現在の判例では非開示が適法というように推察されます。

No.106 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.107 ○6番(山盛左千江議員)

委託や物品購入の入札で、すべてが同じようなものではないわけですね。「同じようなものがある」とおっしゃいましたよね。じゃ、同じようなものがあれば、それは除けばいい。同じでなければ公表すればいい。できるだけ公表していくことが必要だと。やっていけないものをやれなんていうことは申し上げませんので、やれるものはやりましょう、そういう提案です。いかかでしょうか。

No.108 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.109 ○総務部長(山本末富君)

まあ支障がない限り、公表に向けていきたいというふうに思います。

No.110 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.111 ○6番(山盛左千江議員)

リース契約については、市民コーナーは考えていないということですが、どこを考えてくださるのでしょうか、お願いします。

No.112 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.113 ○総務部長(山本末富君)

「主要施策の成果及び予算執行の実績報告書」という、議会にもお出ししておりますが、この本の中に委託料や工事費が掲載されております。こういった中に次年度以降、14節の使用料及び賃借料、ここも載せようかなというふうに検討しております。

No.114 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.115 ○6番(山盛左千江議員)

それも結構でしょう。できることを工夫することはとても評価できます。ただ、余りにも時期が遅い。年度が変わってしまって、決算のときに、9月ですよ。そのときに前年の資料を出していただいても、これはいまさらどうしようもないんです。だからできるだけ早く、もし何かあったときにはストップがかけられるように、あるいは年度中であれば、これはまずいのではないかという指摘ができるときに公表していただきたいわけです。

工事なんかは一週間以内ぐらいで、もう下にすぐ公表されていきますよね。ああいうスピーディーなことをやっていかないと、幾ら市民の目にさらしたとしても、こういうところに載せたとしても、なかなかその効果というのはいないんです。

議員や市民がこんなものを一生懸命見て、知ればいいという問題ではなくて、一番のねらいは、先ほど言いましたように、いかに競争原理を働かせてコストを節約するか、そこに結びつけるように公表していくというふうに提案しているものですから、何でもやってくださるのはいいんですけれども、できるだけ早い時点で公表していただきたいと思います。

別に何も難しいことではないと思うんです。この見積もりの概算や納入業者を発表することは、情報公開請求すれば全部見せていただけるわけですから、紙1枚、どこの業者が幾ら幾らというのを、それを挟み込むだけのことで、お願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.116 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.117 ○総務部長(山本末富君)

情報公開はしておりますので、市民の方に情報を隠しているというか、閉鎖的な考えがあるということではございませんが、ただ市民のニーズといいますか、市民の知る権利というのを無視しているわけではございません。まあ市の職員も限られた人間でやっておりますので、そういった中で住民の方が望むことすべてに対応できればいいんですが、やはり業務の中でも選択して、少ない職員でやりくりをしないといけない部分もございまして、その辺につきましては今後、検討をしていきたいというふうに思います。

No.118 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.119 ○6番(山盛左千江議員)

リース契約は 18 年度ですが、何件だったと思いますか。十数件ですよ。そんなに職員の手間はかかりません。下に公表するとき、紙 1 枚余分にコピーをとって、ひつけるだけですよ。そんなに業務に支障が出るような内容を私はお願いしているつもりはありませんが、いかがでしょうか。

No.120 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.121 ○総務部長(山本末富君)

全体の件数をまだ正確に把握していませんので、それをはかった中で真剣に考えていきたいと思います。

No.122 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.123 ○6番(山盛左千江議員)

下の情報コーナーに行って見てきてください。十数件ありました。できることはしっかりやっていたきたいと思います。

それと随意契約ですけれども、これについても一応法的根拠、それから契約額については公表して下さるということでした。私はこれは実績報告書の中から随意契約と思われるものを選んでというか、計算してみました。委託の場合は 50 万円以上が入札という契約規則がありますね。それ以上であって、下のコーナーで公表されていないものを拾ってみました。

この報告の委託の中には約 700 の事業がついておりますけれども、下で公表されていたのは 70 件でした。この実績報告書と照合したら 50 件が照合できました。その 20 件は多分、前年度とまたいだ分なので、別にそれはいいんですけども、その合計金額が 2 億 5,000 万円でした。委託契約は約 20 億円です。そのうちの 2 億 5,000 万円だけが入札されているわけです。そのほか 50 万円以下は入札しなくてもいいわけですから、入札しなくてはいけないけれども、入札されていなかった事業の数が 260 事業、その額は約 14 億、全体の 70% に及びました。

もちろん教育関係とか、それから施設管理協会だとか、あと町内会とか老人クラブ、そういったところに委託があるので、それもすべて含めた数字ではありますけれども、余りにも多くて正直びっくりしました。これがすべて公表されていないわけです。どこが入札というか、契約に加わり、幾らで落札されたのかというのが、随契ですから何も見えてこないわ

けです。これでいいのかどうか。

財政が大変厳しいと言われている中で、こここのところにやっぱりメスを入れていかないと、節約はできないのではないのでしょうか。まずはできるだけ入札をするように。今「できるだけ入札をするようにやっている」と言われましたけれども、こんなにたくさんしてないんですよ。それが本当に入札ができない正当な理由があったのかどうか。とてもその妥当性には疑問を感じました。

公表するという事は、こういったことが洗い出されてきて、職員は安易な随契ができなくなると、私はそう思うものですから、積極的に公開をしていただきたいと思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

No.124 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.125 ○総務部長(山本末富君)

できる限り公表の方向で検討していきます。

No.126 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.127 ○6番(山盛左千江議員)

お願いしていることは何も難しいことではありません。できるだけことはどんどん取り組んでいただきたいと思います。

市長については、午前中もマニフェストのことが出てきましたけれども、行政の説明責任というか、情報の公開、ディスクロージャーというのを上げていらっしまったわけですね。今まではなかなか制度上、出すというそういうルールになっていなかったものですから、出てこなかったんですけども、できることがあれば、どんどん改革を進めていただいて、行政がどこで幾らで契約をしたのか。それがいかに競争原理が働いたのか、また働かすために職員がどのような工夫をしたのか、それが見えてくるような、そういう行政を行っていただきたいと思います。これはお願いをしておきます。今後また推移を見させていただきたいと思います。

選挙ポスターの方に移ってまいります。

上限を下げることはない、独自に価格を設定することは困難だというような答弁がありましたけれども、今、私が入札のことをテーマにしました。これは見積もり徴集をして、予定価

格、設計金額を決めて入札をしていくわけです。ポスターをつくるのに、上限額が幾らが適切なのを行政が設定できないはずがないんです。これは単なる言いわけであろうというふうに思っています。

今回、この質問をするのは、正直いろいろつらい思いがありました。質問する前にいろいろ調べたんですけれども、同じ印刷会社でポスターをつくっている方が、4人とか5人とかいらっしやいまして、その価格で高い人と安い人とではすごく開きがありました。10万円を切る人と28万円ぐらいの人がいましたので、印刷業者にどうしてこんなに開きが出るのか聞いてみました。

そうすると、高かった人はデザインを5案つくってほしいというふうに最初から依頼をされ、本紙色校というのを2回やってほしいと、そういう契約だったということがわかりました。10万円以下の人は、できるだけ安く上げるように依頼をされたようでした。もう一社確認したところ、3案デザインをつくられたんですけれども、気に入らないからデザインをやり直してほしいというふうに言われて、デザインが3案になった。そのデザイン料が14万円だったそうです。

どうしてこういうことが起こってしまうのか。去年12月に質問をしまして、ポスター代については、もうかなりの多くの人たちが注目していたわけです。当局においてもできるだけ安く上げてください、市民が関心を寄せていますので、本当に口酸っぱく言われたと私は覚えているんですけれども、こういうことでした。

これが不正だとか水増しだとか、そういうことは私は断定いたしません。ただ、市民がこれを聞いたときに、これから行政のお金の使い方を監視していく議員が、こういうポスターのつくり方をして、市に業者から請求させるということはどう思うのでしょうか。行政としてこういうことをやらさないために、何か手だてはなかったんだらうか。そんなことを本当に考えました。

それで、よその市町が内訳書というのを出させることで、こういうことはやりにくくなるわけです。全部、内訳書で出てきてしまうので、これはちょっとぜいたくですよとか言えるわけですよね。出しにくくなるでしょうし、ということで提案したんですけれども、研究だとか言わないで、これは即刻実施していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

No.128 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.129 ○総務部長(山本末富君)

近隣市町の動向を見まして研究するわけですが、こちらの方はいろいろ先ほどの方からも、市民の方にもよりわかりやすいという観点からも、できたら内訳書の添付を、事務局としては考えた中で検討をしてみたいというふうに思います。

No.130 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

時間が迫っております。

山盛左千江議員。

No.131 ○6番(山盛左千江議員)

それから、100%請求された方なんですけれども、そのポスターの契約先が個人名になっていました。条例によると印刷作成業者と契約をするということになっているんですけれども、個人でした。この契約書あるいは請求書を受け取られたときに、選管は疑問を持たれなかったのでしょうか。提出された方に対して、どういう質問というか対応をとられたのでしょうか、お願いします。

No.132 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.133 ○総務部長(山本末富君)

個人名であっても、業者の屋号が抜けているとか、その辺しっかり十分な把握ができなかったという可能性はありますが、とりあえず形式的な審査がどうしても中心になりますので、その辺での事務局の対応がそうだったということだと思えます。

No.134 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.135 ○6番(山盛左千江議員)

普通、請負業者と書いてあって、個人名だったら、屋号が抜けていると思ったら、屋号を入れてくださいと入れてもらえばいいじゃないですか。何でそのまま受け取って、お金を払ってしまうのですか。そういうところがとても甘いんですよ。当選されて議員になる人かもしれません。言いにくいかもしれませんが、そういうことを言っているはいけないと思うんです。

これは全部市民の税金ですから、この辺は市民だろうと議員であろうと同じように、公費の支出については厳密に、適正に、訂正なりつけ加えるなり、何なりしていただかないと、市民はとても不信感を覚えます。そういった努力はお願いできるのでしょうか。

No.136 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.137 ○総務部長(山本末富君)

もちろん、それにこたえるように職員も頑張っていく所存でございます。

No.138 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.139 ○6番(山盛左千江議員)

京都市の判例で、上限額いっぱい、あるいはそれに近い契約をした人に不正があったということで、返還命令を出したという判例がありました。水増しがあったとか、山口市のようにキックバックがあったとか、そういうことではないと思うんですけれども、とにかく実勢価格と余りにもかけ離れた請求をした人に対して、行政が返還命令をしないのはよくないという、そういう判例でした。私が3つ目の質問で、そういった調査委員会を立ち上げてはどうかというふうにお願いしたのは、そういった判例があったからです。

こういことがあってはならないんですけれども、今のように個人で契約していた、普通なら印刷業者でしょう。それが個人名であったこと。また、ある候補者と同じところで、選挙用ポスターと同じ仕様で見積もりをとって見たところ、7~8万円安い見積もりが出てまいりました。そういったこともあるから、何かしら妥当性に欠けるのではないか、そんな疑問を持つ者は多いと思います。

そういったことから、何もなければ結構ですけれども、こういことが問題になり、敏感になっているところですので、ぜひ一度調査をしていただいて、問題があれば修正させるなり、返還させるなり、そういった思い切った手だてを講じていただきたいと思うので、お願いいたしました。いかがでしょうか。

No.140 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.141 ○総務部長(山本末富君)

事務局の職員がまずしっかりチェックをすると、そういったことは十分今後もやっていか

ないといけないというふうには思いますが、まあどちらかといいますと、何か悪いことがあるのじゃないかというような、疑ってかかるような調査委員会というのは、議員になられる方でございますので、良心の中で当然請求もきちんと請求されるというふうに信頼しておりますので、こちらの設置の方は考えておりません。

No.142 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

残り時間、1分です。

山盛左千江議員。

No.143 ○6番(山盛左千江議員)

当局としてはその答弁が限界だと思います。確かに議員となろうと思う者、公人になろうと思う者に不正があってはいけないわけですから、それはそのとおりです。

しかし残念なことながら、皆さんご承知のとおり、うちの議会においては富良野の会議抜け出し問題が明らかとなりました。議員を信頼していたし、信頼される議会にならなくてはいけないんですけれども、こういったことが起こったというのも事実なわけです。

なので上限額を下げれば、そういったことができなくなる。明細書をつけることで、そういったことを抑制する。残念ですけれども、そういう形ででも、まあミスも含めて、妥当性に欠ける契約をさせないための努力を、行政はしていただきたいと思って質問をいたしました。

調査委員会については、また何かが発覚してきたときには、やらざるを得ないだろうというふうに思っておりますので、そのときにはどうぞよろしく願いますけれども、上限額の引き下げについて再度、ご答弁を求めたいと思います。お願いします。

No.144 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.145 ○総務部長(山本末富君)

上限額の引き下げは、先ほど議員がおっしゃられるように、議員の中で上限まで請求するのがベストばかりではございませんので、ご自身の中でご判断もしていただけるというふうに考えます。

No.146 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、6番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時1分休憩

午後2時11分再開

No.147 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 山田英明議員、登壇にてお願いいたします。

No.148 ○9番(山田英明議員)

議長よりご指名をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

一般質問の最後の質問者であります。一昨日、昨日と類似した質問もありますが、当局よりの前向きなご答弁を期待いたします。

初めに、幼児・児童の心身ともに健全な発育を目指してであります。

ある日、テレビで夜寝ない子どものことを放送していました。そのときの内容を少し申し上げますと、12時ごろ、親と床についた5歳ぐらいの子どもが、深夜の2時ごろにむくっと起きて、冷蔵庫を開け、飲み物を飲み、テレビをつけ、ゲームを始めました。その間、親は熟睡の状態、子どもの行動に気がつかない。当然翌朝、子どもは寝不足の状態、機嫌が悪く、幼稚園に行く支度ができない。この子どもが特異な例なのか、ほかにもこのような子どもがいるのではないかと。確かに夜遅く、ファミリーレストランで家族そろって食事をしてる風景を見かけますが、微笑ましい光景とは思えないと思うのは、私だけでしょうか。

男女共同参画型社会の進展、就労形態の変化、生活行動の多様化などにより、幼児・児童を取り巻く環境は大きく変化しています。中でも大人の日常生活、行動様式の夜型化が進行し、これに連動して幼児・児童の生活リズムも夜型化が進行していきます。生活リズムの夜型化は、幼児・児童の生活リズムに大きな影響を及ぼします。夜遅く寝るために、朝に早起きができず、朝食を抜くなどのことにもなります。朝食をとることにより、あごを動かすことで脳が目覚め、体が目覚めます。

子どもは生まれて4カ月になると、昼間と夜を区別することができるようになり、そして寝ている間に成長ホルモンが分泌されるようになります。4歳のころになると、夜中の12時ぐらいの最も深い睡眠のときに、集中して成長ホルモンが分泌されるようになり、そのためには夜8時から9時ぐらいには寝ることが必要になります。

子どもの安定した行動と気持ちにつながるメラトニンと言われるホルモンは、夜寝ている間に分泌され、1歳から5歳が「メラトニンシャワー」と言われる人生最大のピークになります。昼夜の区別のあるリズムができていると、一生時差ぼけの状態となる可能性があります。知能、精神面の発達は、生まれてから5歳までに昼夜の区別のついた生活をするので、よく発達していきます。

キレル、かみつく、多動行動をする、乱暴、引きこもる子どもに対して、生活環境を整える

のは、学校での教育的指導より、就学前の生活指導の方が有効的と考えますが、当局の見解をお聞かせください。

また、市内すべての幼稚園、保育園、保育所等を対象として、食事、睡眠、遊び、しつけなどの各事柄について調査し、データをもとに指導やアドバイスをします。これについては昨年10月、山形県天童市にお伺いし、この次世代育成推進事業の一事業で、「幼児・児童の生活リズムづくりモデル事業」を行政視察し、大いに参考となり、事業費も報告書の製本費で20万円、調査の内容、設計、実証分析、実証まとめ、委託料、すべてで30万円です。安価な事業に対し効果は大と感じ、この事業を紹介するとともに、取り組みをお願いするものであります。

続きまして、2問目の質問に入ります。

東海、東南海・南海地震が起こる、必ず起きますと言われ続けています。幸いにもまだ大きな地震はなく、安堵の日々を過ごしていますが、大事に備える心がけは必要なことととらえ、万全な体制の確立を目指して、議会、行政、地域住民とともに、連携して取り組む努力をしなければなりません。そこで、巨大地震が発生し、災害時において数多くの事案や問題が起きますが、その中で飲料水の確保と消火活動についての2件の質問をいたします。

市内での飲料水の確保は足りていますか。耐震型貯水槽は中央公園に100トンクラスのもの1基、二村台に4,500トンの貯水槽2基、合わせて9,000トンがありますが、常時80%の貯水量の約7,000トンですが、その量で足りると思われませんか。

大災害時に市内全域に飲料水の供給ができないのではないのでしょうか。特に、南部地区にはこのような施設はなく、配水活動をする愛知中部企業団には2台の配水車がありますが、2市3町という広範囲での配水活動において、能力不足の状態となる可能性があります。豊明市としての対策をお聞きしたいと思います。

巨大地震による火災発生のおき、水道管の破断で市内各地に設置されている立上り消火栓は使用不可能となり、防火水槽やため池からの水利に頼り、可搬式ポンプによる消火活動を市民にゆだねるも、その能力にも限界があります。一般的な消火器の方が市民にとって使いやすく、街角消火器なるものの設置を提唱いたします。

豊明市消防署員、消防団員の能力は非常に高く、市内自主防災組織も120団体を超え、市民の一人として、まずは一安心とは思いますが、安全・安心をさらに推し進めるためにも、以上のことを提案いたします。

最後の質問に入る前に、先日、松山議員も一般質問において報告されましたが、月刊現代10月号に50ページにわたり大きく取り上げられている団塊世代にとって「住みやすい街ランキング」という記事を読み、不動産、仕事、医療、福祉、財政健全度等、計7項目の統計データから偏差値を算出し、これをもとに全国805地区をランキングすると、「意外な結果」とまで書かれていましたが、何と豊明市が全国1位に評価されています。豊明市民として、これほど誉れを感じ、うれしく思ったことはありません。市民の60%が住みやすい

と感じ、住みにくいと答えた約6%の理由は、賑わいがないとのことでした。住みにくいと答えた6%の市民に対して、自然環境を保ちつつ商工業の発展に努めなければなりません。

本市も 23.1 平方キロの現在の形ができて 101 年目となり、市制 35 周年を迎え、人間であるならば立派な成人と認められたものとして、国の自立できる地方自治体であるとお墨つきが不交付団体であります。そう理解して、自主財政基盤の整備をすることが、これからの本市にとって重要な課題と位置づけ、この質問をいたします。

主要道路瀬戸大府東海線の周辺開発をして、新たな税源確保に取り組むことについて、当局のお考えをお示ください。

瀬戸大府東海線の新田町錦並びに沓掛町荒井地区から沓掛橋、西田の交差点までのおよそ1キロメートルを近隣商業地域として、新たな商業地及び住宅地を創出すれば、資産税、都市計画税、市県民税等の増収が見込まれます。あくまでもシミュレーションでの概算ではありますが、1キロメートルの両側を幅約 40 メートルで近隣商業地域とする計算でいくと、8万平方キロメートルの土地が対象となります。路線価格によれば、資産税、都市計画税を合わせて約 4,000 万円を超え、また家屋はその規模や構造によって差はあるものの、約 100 棟で 1,600 万円、市民税等で約 2,000 万円、合計 7,000~8,000 万円の税の増加が見込めますが、いかがでしょうか。

なお、このシミュレーションでの概算についての数値の答弁は求めません。

この地域は、農業基盤整備済みの優良農地であります。現在、耕作放棄地や遊休農地が数カ所あります。今後も農業経営者不足や相続によって所有者の細分化で農業経営が成り立たなくなり、耕作放棄地がさらに増えると考えられます。農地の一部を宅地化し、農業経費へ充当することで、残りの農地の保護が図られると思います。

きちんとした地区計画なり、都市計画に基づいて新しいまちづくりを計画して、無秩序な沿道サービス施設等の開発に歯どめができると思いますが、当局はこのような開発に取り組む考えはありますか。よろしくをお願いします。

以上、壇上における質問は終わります。

No.149 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.150 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

幼児・児童の心身ともに健全な発育を目指してというご質問についてお答えいたします。

本市では、平成 16 年度に子育て支援策をさらに充実させるために、「豊明市次世代育成支援地域行動計画」を策定いたしました。その策定に当たって、15 年度にその資料といたしまして、未満児、就園児、小学生の保護者の約 3,300 名を対象に、起床、それから就

寝時間を始めとする子どもの生活状況全般にわたる子育てアンケートを実施いたしました。

調査結果からは、食事をとるときの環境が1人で食べるというのですか、孤食であるとか、就寝する時間が深夜になっているという、子どもの生活リズムが大きく変化していることがうかがわれました。

それらを改善するためにも、平成 18 年度には全市的に食育キャンペーンを実施して、市民の方へ食育の大切さをPRしてまいりました。

議員がお尋ねの公立保育園におきましては、保護者が保育に参加して、子どもたちの育ちを見ていただく参加型保育参観、いわゆる保育ママや、個人懇談等の実施を通して、幼児期の生活リズムの大切さを伝えてまいりましたが、今回ご提言の機会に子どもの生活に関するアンケートの実施等、現状の把握に努めて、改めて保護者への啓発を図り、子どもたちの健全な生活リズムの確保に努力してまいりたいと思いますので、よろしく願います。

No.151 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.152 ○教育部長(野田 誠君)

同じく幼児・児童の心身ともに健全な発育を目指してということについて、教育委員会の立場からお答えをさせていただきます。

子どもの教育については、一義的には保護者が担うべきであり、行政といたしましては、家庭教育の支援に努めるべきであるという見地から、豊明市教育委員会では他部局とも連携して、家庭教育推進を進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしまして、家庭教育学級を実施しております。ご案内のとおり、小学校学級、中学校学級、OB学級、幼稚園学級の合わせて 15 学級を開催しております。今年度、幼稚園学級には合計 153 名の方々が登録されており、「子どもとの上手な向き合い方」、「食育」、「兄弟・姉妹のしつけ」、「絵から見た幼児の心理」といった内容の学習が予定されております。

合同家庭教育学級の際には、保育園の保護者の方々にも平成 18 年度より参加の呼びかけをしております。今年度は、これまでのところ「薬剤師の子育て支援」、「読み聞かせと芸能体験」に、保育園の保護者の方々の参加がありました。

その他、夏休みに妊娠期子育て講座、幼児期相談「わんぱく」を実施し、大学教授や元家庭教育相談員に助言をいただく機会としております。

さらに他部局とも連携し、教育委員会の家庭教育支援施策の体系図や、「健やかな子どもの育ちを支える家庭教育の推進」というリーフレットを作成し、市内すべての家庭に配布するなどして、幼児教育、就学前教育の充実に向けて取り組んでいるところでございま

す。

引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

No.153 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.154 ○総務部長(山本末富君)

災害対策につきましてのご答弁を申し上げます。

震災時の飲料水、食糧は重要であることは認識しております。各地域での防災講話、防災訓練を通じまして、各自で飲料水、1日3リットルですが、食糧等を確保していただくようお願いしております。

市内には中央公園に飲料水兼用貯水槽 100トンを始め、防災倉庫に飲料水として 3,000本、1,500 リットルを備蓄しております。

愛知中部水道企業団が管理しております二村山貯水場に 7,000トンを始め、2配水場、これは双峰と勅使にございますが、合わせますと1万 400トンの水量を確保していることになり、1人1日3リットルで計算しますと、7万人の人口で 50 日分もつ勘定になります。したがって、南部地域での飲料水兼用貯水槽の設置は考えておりません。

配給計画は事業主が愛知中部水道企業団でありますので、今後さらに水道企業団と協議し、計画強化を進めてまいります。

なお、災害時には消防署のポンプ車1台、10トンでございますが、こちらにも利用できる予定でございます。

以上で終わります。

No.155 ○議長(堀田勝司議員)

近藤消防長。

No.156 ○消防長(近藤和則君)

災害対策のうち、街頭消火器の設置について答弁を申し上げます。

当市におきましては、他の市町の街頭消火器、街角消火器にかわるものとして立上り消火栓がございます。市内には現在、560 基を超える立上り消火栓が設置されております。

消火器と比較いたしますと、消火器は機種にもよりますが、約 20 秒ほどしか消火できませんが、立上り消火栓はいつまでも消火活動ができ、なおかつ消火能力が非常に高いという長所がございます。実際、付近の方々が立上り消火栓を使用して、大火を未然に防止したという事例も数多くございます。

しかし、ご指摘のように断水時には使用できないと、こういう大きな欠点がございます。

立上り消火栓と街頭消火器を併用する、これが理想でございますが、立上り消火栓制度だけでも設置費等の補助金、ホース、器具箱等の更新等で毎年かなりの維持費がかかっておりまして、ちなみに前年、平成18年は約670万円かかっております。ここにさらに街角消火器を設置することとなりますと、新設費用あるいは維持管理費用がのしかかってまいります。したがって、市といたしましては、制度としての「街角消火器」の設置は、現在考えておりません。

参考までに申し上げますが、議員も先ほど申されましたように、今年の防災、水防訓練時に使用いたしました大型消火器が、各町内の自主防災組織、これは121カ所でございますが、あそこに備えられておりますので、有事の際はこれを有効に活用していただきたいというふうに思います。

消火器は以前と比較いたしますと、値段も相当安価になってきておりますので、ぜひとも各家庭に消火器を設置していただきたいというふうに思います。

今後とも設置について普及啓発をまいります。

終わります。

No.157 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.158 ○経済建設部長(山崎 力君)

瀬戸大府東海線周辺を開発して、新たな税源確保に取り組む考えはということでお尋ねいただきましたので、お答えをしたいと思います。

土地利用計画と税源確保の関係については、新たに土地利用として整備することによって、必要な公共施設や都市施設の整備及び維持管理などの経費的負担と環境負荷を考慮しつつ、土地利用のニーズが高まり、税収入の増加が見込まれる環境を整えば、研究してまいりたいというふうには考えております。

また、この用途等、市街化区域ですね、そういったものを指定するには、市単独だけの計画では決定できません。今後とも県を始めとする各関係機関に働きかけながら進める必要があると考えております。

さらに、この当区間については、沿道サービス施設についてもお尋ねをいただきましたが、沿道サービス施設については許可をされない区間でありまして、今年12月以降はさらに都市計画法の改正によりまして、建築物の建設には一定の歯どめが行われます。

それから、農地の関係でお尋ねをいただきまして、この区間は議員もご案内のように優良農地地区でございますが、農業関係のことについては昨日からきょうにかけて、いろいろなことで農業に取り組む今後の姿勢についてはお尋ねをいただいているわけですが、いずれにいたしましても、農業関係を取り巻く環境は非常に厳しい、今後どうしていくんだということがございます。

議員が壇上で申されたように、そういったこともあるので、バランスよく保って、ある一定の区間は開発すべきではないかというようなご提言だと思いますが、この区間は面的には土地改良が51年度に完了いたしましたので、その後パイプライン化を行ってきました。平成15年にこのパイプライン化が終了しましたので、農地転用等につきましては、これはルールがございまして、工事の完了後8年間は手続ができません。

したがって、15年が完了で、今19年度でございまして、まだ数年先までこういった規制がかかる区間でございまして、先ほど申し上げましたように、こういった優良農地区域でございまして、その後においても優良農地として保全をしていきたい区域というふうに現時点では考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

No.159 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.160 ○9番(山田英明議員)

幼児・児童の心身ともに健全な発育を目指しての質問の中で、いろいろ豊明市も多くの事業をやっていただき、いろいろデータもそろっているということはお聞きしておりますが、こういうことは毎年、子どもが豊明市では生まれて育っていきます。できることならば毎年毎年、調査をしていただくとか、それからそういう子どもを取り巻く環境整備を親に指導していくということ、絶えずやっていただきたいなと思っております、今回質問をしているわけです。

このキレる、かみつくとか、こういう多動行動をする子ども、乱暴な子ども、これは一種の病気という、病としてとらえているのであれば、発病してから、一生懸命小学校で、さあ皆さん、集団行動でいきましょうよ、勉強に一生懸命取り組みましょうよと、子どもに言うよりも、子どもたちの体の中で受け入れ態勢ができた時点で、勉強を教えるというのが大変望ましいことではないかなと思ったり、そういうことがいいんじゃないかと。それが子どもにとっても幸せなことではないかと思うんですけれども、小学校でもそういうような子どもさんが何人かは、ある程度毎年いるのではないかと思うんですけれども、どのようにお考えになってお見えになるか、ちょっとお聞きしたいんです。

No.161 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.162 ○教育長(青木三芳君)

まず、子どもの育ちという、そういった観点でお話をいただきましたが、私も子どもの育ちというような、そういった面から見たときに、議員からご指摘をいただいたことには同感を持っております。

それは何かといいますと、就学前とか、あるいは就学後とか、あるいは園とか学校でいけば、幼稚園、保育所、保育園、小学校、中学校と、いわゆる学びのステージは変わっていくわけですが、子どもの育ちそれ自体は連続してまいりますので、それぞれのステージが変わっていくとき、まず一つ、そのつなぎをやはりうまくやっていくということが、何より必要だろうなど。

「小1プロブレム」という、そういった言葉も出てきておりますが、小1段階にいきますと、これまでの生活と小学校に入った生活とのギャップがあると。だから、ギャップそれ自体をすべてなくしてしまうのは、子どもの成長に決して好ましいものではありませんので、子どもが成長していくにふさわしいギャップにしていく。そういったことから考えたときに、幼保と小学校との連携の大切さが出てくるだろうと思います。

それからまた、小学校からさらに中学校ということになれば、小中の連携ということになります。小中の連携については、教育委員会では今5つの課題の一つとして取り上げているわけですが、とりわけ幼保と小の連携等については、学校教育課それから各学校、そして生涯、いろんな機会を通して、学校で行っていく行事と活動等にも声をかけさせていただく。子どもたちの交流、それから保護者の交流、さらには指導に当たっていく教諭ですとか保育士の交流、そういった場の設定等を工夫していきたいなと思っているところであります。

教育委員会は、豊明市の方には公立幼稚園というのはございませんので、幼稚園を直接的に所管しているという、そういったことではありませんが、ぜひ保育所の子どもたちにも、それから私立幼稚園の子どもたちにも、教育委員会としてできる限りのアプローチ等はしていきたいなと考えているところであります。

以上です。

No.163 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.164 ○9番(山田英明議員)

豊明市も高齢化が進む中、高齢者を支えるためにも心身ともに健全に発育した足腰の強い子どもをつくっていくことが、これからの社会、豊明市にとっても重要なことと思いますけれども、いかがでしょうか。

No.165 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

寺嶋健康福祉部長。

No.166 ○健康福祉部長(寺嶋正男君)

健康福祉部の方では乳幼児健診のときに、子育てについてもいろいろとアドバイスをしております。それぞれの発達状況に応じてのアドバイスをしておりますし、保育園においてもいろいろと工夫を重ねております。先日もちょっと保育園を視察したときにも、子どもが保育士さんにじゃれついて、いろいろ遊びをしているわけですが、何かそれについては効果があるのかというようなお話を園長にお尋ねしたら、じゃれつき遊びというのも結構脳の発達にはいい運動になるというようなことで、いろんな保育内容を工夫しながら、保育の充実に努めておりますので、よろしく願います。

以上です。

No.167 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.168 ○9番(山田英明議員)

本当に昔の人はいいことを言ったなと思います。「寝る子は育つ」、子どもさんが早く寝て、よく寝て、早く起きて食事をしてという子どもは健康に育つと、昔の方からの教えというのは間違っていないなということを、今回いろいろ天童市等で勉強してきまして、参考になったなと思っております。そのために今回、紹介並びに質問させていただきました。

次の質問に入ります。

消防長、また総務部長からもいろいろご説明をいただきまして、私自身が知り得ていたのが100トンと約9,000トンの80%、7,000トンであったために、これだけでは足りるかなと思いつつお聞きしたら、双峰、勅使もあって十分で、50日も災害に見舞われた状態が続いてはとんでもない話であるのですけれども、ただ、今設置されている位置としては、中央公園と二村山、双峰、勅使というと、どうしても豊明市の北部に偏っております。南部地区にも豊明市のたくさんの市民が見えます。水等のことについては、やっぱり災害が起きたときには大変不便な状況にならないように、よろしく手当てをお願いしたいなと思います。

阪神・淡路大震災のときにも、あのときのテレビを見ておりまして、大変びっくりしたんですけれども、長田地区だと思わんですけれども、火の海になって、次から次へ家が燃えていくと。このような状況に豊明市も大きな震災に見舞われると、その可能性があるのではないかというふうに心配しているんですけれども、そういうようなことは心配しなくてもよろし

いのでしょうか。ちょっと消防長、教えてください。

No.169 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.170 ○消防長(近藤和則君)

私も地震の翌日に現場へ何が欲しいんだと聞きましたら、水が欲しいということでありましたので、トラックに山盛り積んで現場へ行きました。あそこら辺を見ると、豊明市と比較しますと、かなり住宅が密集しているということでもありますので、ああいうような形で火災になるのは豊明市ではまずないのではないかなと、こんなふうに思います。

まず避難して、体を守っていただきたいというふうに思います。

終わります。

No.171 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.172 ○9番(山田英明議員)

地震に対する標語なんかで、最近では余り見受けなくなっただけですけども、「ぐらっときたらすぐ火を消しましょう」というような標語があったんですけども、最近聞かないなど。これは阪神・淡路大震災を教訓にガスの自動弁ですか、電気の遮断とか、いろいろそういう各企業の努力もあって、そのような大きな災害には至らないんじゃないかなと感じております。ただ、災害というのは、これは想定外に起きたことを災害と言うんですね。想定内で対処したものは災害にならないんです。

また、本市においては、過去においても災害の少ないまちにもかかわらず、防災に関しては比較的先進地域であると感じております。これからも一つひとつの不安を取り除いていただいて、安全なまちづくりを構築していただくよう期待をいたします。ありがとうございました。

続きまして、最後の質問の中の再質問となります。

平成 19 年度、愛知県下において、新たに豊明市は扶桑町、蟹江町と並び、3 地方団体が不交付団体となり、愛知県の中では総数 39 団体という、全国でも不交付団体の多い地域の中で、その一つに豊明市がなったということで、消費税など国税の一定割合を原資とするのが交付税ということで、各自治体が一定水準の行政サービスを提供するために配分されるもので、地方交付税がなくても税収など、自前の財政運営が可能とされる自治体

が不交付団体であると、私はそのように理解していましたが、豊明市が昨年度に比べて大きく税収が増えた実感はありませんし、また先ほどからもずっと当局の答弁の中で財政が厳しいとの声もありますが、不交付団体となった主な要因を一つ教えていただけますでしょうか。

No.173 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.174 ○総務部長(山本末富君)

ただいま、議員がおっしゃられましたように、税収がここのところ上がってきております。ちなみに17年度が104億円、18年度が110億円、19年度は税源移譲等もございまして、これよりもまた10億円ぐらいアップしているはずなんですけれども、そういった中で税収割合が上がってきたというのが第1の要因であります。

もう一つは国の物差し、基準財政需要額を算定される物差しそのものが、地方に厳しいというような物差しでございますので、年々交付税をもらえない不交付団体というのが増えてきております。

以上でございます。

No.175 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.176 ○9番(山田英明議員)

確かに、市税等の税収が増えて、また税源移譲もあったから増えてきたと思うんですけれども、当然そういうものが増えてきている理由の中には、交付税も減っているということで、相対的に見るとさほどの変化はないだろうということで、いまだに財政の厳しい状況は否めないということで理解してよろしいわけですね。

このたびの私の質問の中にも、税源確保をしましょうということで、不交付団体になったから税収を増やしましょうよと、おかしな逆のような質問になっておりますけれども、この点についてどのように思われますか。

要するに、税収がどんどん増えて、財政が潤っているから、不交付団体になりましたよというのはわかるんですよ。税収はさほど増えてない。今、説明していただいたように、国の政策の一環だとは言われていますけれども、じゃ今のままで豊明の財政を運営していつ、豊明市はいつまでもこの不交付団体で努力して、どんどん経費を削って、「負」だけを増やしていけば、豊明市の財政はそのまま継続してやっていけるのか。それではなくて、

これから新たに財源の確保を目指して、財政をある程度太らせてから、それと並行しているんなムダやなんかを排除するというのならわかりますけれども、ただ削る削るで、豊明市の財政はこのままやっていけるかどうか。それについてどのように思われますか。

No.177 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.178 ○総務部長(山本末富君)

確かに、歳出の削減だけでは限界がございます。当然歳入の確保、こういったことも大変重要かとは思いますが。

以上でございます。

No.179 ○議長(堀田勝司議員)

山田英明議員、通告に従って質問をお願いいたします。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.180 ○9番(山田英明議員)

通告に従って質問しているつもりなんです。財源確保をしてくださいと、そのようなつもりで言ったんです。

最後に、市長にお尋ねしてお答えいただきたいと思うんですけれども、要するに先ほどから農地の一部を宅地化して、それからそれで財源確保をする。その分の農業経営基盤を農家にある程度余裕を与えて農地を保護するとか、そういうすべての一貫した意味でのこと、それから不交付団体になった限りは、国の過保護とか過干渉を離れひとり立ちをして、豊明市が主体となり、みずからが責任を持って運営すべきである。税についても、豊明しみずからが企画立案して、地域住民と向き合った財政運営をしていかなければならないときが来たと、このように私は思いますけれども、市長の見解をお聞きしたいです。

No.181 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.182 ○市長(相羽英勝君)

ただいまの山田議員の質問にお答えします。

ご承知のように地方分権、あるいは道州制、いろいろ国・県の絡みで豊明市の環境というのは、今大きく変化をしてきております。

したがって、そういう中での市民の皆さんの安全・安心の確保と、それからもう一つは社会資本の充実というのでしょうか、そういう部分と、それから山田議員がまさにご指摘をされましたまちの賑わい、こういうものというのは、総合的にやはり考えていかなければいけない。

一つの考え方としては、物事を進める場合に守るということと破るということと、それから離れるというこの3つがあるわけでありましてけれども、まさに「守破離」ということを言いますが、私は今までの行政で守り、拡大するものはきちっとやる。総点検してやめるものはやめる。それから、離すということからいけば、今まで市でやってきた仕事をほかに持っていく、そういうものが適切であるということになれば、そういうことも考えます。あるいは、加えて新たな考え方を市に導入するということも考えていきたいと思っております。

それから、これからの豊明市については、やはり一つは山田議員の言われるように土地の有効活用についての検討、それから商工業の誘致がございます。それから人口を増やしていく。まさにここら辺が一つの課題だろうと思っておりますし、こういう件については、なかなか商工業の活性化ということになりますと、まず一つはどういうコンセプトのものをつくっていくかと。それから、例えばマーケティングはどうなんだろうとか、あるいは差別化はどうしてやっていくか。あるいは、もっと詳しいことを言っていきますと、それぞれの企業の持っているコンセプトをここに持ってきて、拡大あるいは充実できるようなニーズがあるかどうかというようなことも踏まえて検討していきたい。

昨今の企業の誘致なんかを見てますと、なかなか難しいと思っておりますのは、私は今コンセプトはできると思うんですけども、スケール、大きさ、これはただ箱ものが大きいということだけではなくて、いろんな種類の市民の皆さんのニーズにこたえられるスケール、そういうものがどうなのかということも考えなければいけないと思っております。

そういうようなことも含めて、やはり21世紀に豊明市の市民の皆さんが、先ほど申し上げたように安全・安心で、しかもゆとりがあるような、あるいは幸せを感じるような、そういうまちにしていきたいと、こういうことに全力を尽くしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、これは副市長の方からもお話がありました。月岡議員からご指摘のありました、下水道事業の賦課義務の徴収怠りということについても、私の方からもおわびを申し上げて、回答とさせていただきます。どうもありがとうございました。

No.183 ○議長(堀田勝司議員)

再質問がありましたら、挙手を願います。

山田英明議員。

No.184 ○9番(山田英明議員)

いろいろと変な質問も多かったかも知れませんが、本当に丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。豊明市が全国ランキング1位をこのまま堅持して、「住み続けたいまち」がさらに「よいまち」になるように願いつつ、質問を終わります。

No.185 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、9番 山田英明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9月7日から9月10日までの4日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.186 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明9月7日から9月10日までの4日間を休会とすることに決しました。

9月11日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時59分散会

